

平 成 30 年

# 三重県議会定例会会議録

（ 9 月 27 日 ）  
（ 第 21 号 ）



平成30年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 21 号

○平成30年9月27日（木曜日）

---

### 議事日程（第21号）

平成30年9月27日（木）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問  
〔一般質問〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第 1 県政に対する質問

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 46名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 本	里 香
5	番	岡 野	恵 美
6	番	倉 本	崇 弘
7	番	稲 森	稔 尚
8	番	野 村	保 夫
9	番	下 野	幸 助
10	番	田 中	智 也
11	番	藤 根	正 典

12	番	小島	智子
14	番	木津	直樹
15	番	田中	祐治
16	番	野口	正
17	番	石田	成生
18	番	彦坂	公之
19	番	大久保	孝栄
20	番	東	豊
21	番	山内	道明
22	番	吉川	新
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
27	番	小林	正人
28	番	服部	富男
29	番	津田	健児
30	番	中嶋	年規
31	番	村林	聡
32	番	長田	隆尚
33	番	奥野	英介
34	番	今井	智広
35	番	日沖	正信
36	番	前田	剛志
37	番	舟橋	裕幸
38	番	三谷	哲央
39	番	中村	進一
40	番	青木	謙順
41	番	中森	博文

43	番	前 野 和 美
44	番	水 谷 隆
45	番	山 本 勝
46	番	山 本 教 和
47	番	西 場 信 行
48	番	中 川 正 美
49	番	舘 直 人
(42)	番	欠 ( 番)
欠席議員 2名		
13	番	濱 井 初 男
26	番	後 藤 健 一

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也
書 記 (議事課長)	佐 藤 史 紀
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課班長)	中 西 健 司
書 記 (議事課主査)	岡 野 俊 之

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信 一 郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	福 永 和 伸
戦略企画部長	西 城 昭 二

総務部長	嶋田 宜浩
医療保健部長	福井 敏人
子ども・福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	渡辺 克己
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	荒木 敏之
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員長	岡本 直之
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員長	竹川 博子
人事委員会事務局長	山口 武美
選挙管理委員会委員	富永 健

---

午前10時0分開議

開 議

- 議長（前田剛志） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

知 事 発 言

- 議長（前田剛志） 日程に入るに先立ち、知事から発言を求められておりますので、これを許します。鈴木英敬知事。  
〔鈴木英敬知事登壇〕
- 知事（鈴木英敬） 議長のお許しをいただきましたので、障害者雇用率の算定誤りについて、一言申し述べさせていただきます。

このたび、知事部局、教育委員会、警察本部の各行政機関において、障害者手帳を保有していない職員を障害者雇用率の対象者として計上するなど、不適切な事務処理が判明いたしました。改めて県民の皆様に深くおわび申し上げます。

今回、障がい者雇用について率先すべき立場の県行政機関において、障がい者の皆様や御家族はもちろんのこと、障がい者雇用に御尽力をいただいていた事業者の皆様などを裏切るような事案が判明しました。このことは社会的影響が大きく、私自身、県行政の責任者として、このような事態を招いた職員に対する管理監督の責任を極めて重く感じています。

さらに重ねて、本事案の対応プロセスも県民の皆様から信頼を損なうものでありました。当初、関係部局からの報告を踏まえた内容であったとはいえ、私自身が問題はない、と公式の場で発言した後に、それを覆す結果になったことのみならず、当初の調査が十分でなく、後から後から誤りが判明する事態となり、対応プロセスにおいて混乱や不信を招きました。この点について

も深く反省をしており、大変重く責任を感じています。

県の施策としてこの数年間、障がい者雇用推進に特段の思いを持って取り組んできた中、こうした事態が判明し、私自身、じくじたる思いです。県民の負託を受けた政治家としてはじめをつけ、こうした事態が起こった総括的な責任をとるため、加えて今後の再発防止はもとより、障がい者雇用推進に一層取り組む決意をお示しさせていただくため、私自身の給料を減額することについて、次の定例会議で提案させていただきたいと考えております。

なお、関係職員については、既にそれぞれの職責に応じ注意処分等を行ったところであります。

本日、執行部のチェック機関である議会において謝罪をさせていただくことを改めての一つの節目とし、今後、徹底した再発防止はもとより、そもそも不適切事案を生まない組織の構築のための第三者の目を入れた取組など、県民の皆様からの信頼回復に向けて全庁を挙げて取り組んでまいります。議員各位におかれましては、引き続きの御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

改めまして、まことに申しわけございませんでした。

## 質 問

○議長（前田剛志） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。2番 中瀬古初美議員。

〔2番 中瀬古初美議員登壇・拍手〕

○2番（中瀬古初美） 皆さん、おはようございます。松阪市選挙区選出、新政みえの中瀬古初美でございます。

本日も松阪の伝統工芸、松阪木綿の着物で参りました。今日はテーマカラーはピンクです。

では、議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきたいと思います。昨日の9月26日は、東海地方を襲った伊勢湾台風から59年、死者、行方不明者が全国で合わせて5000人を超える被害がありました。今年7月の西日本の豪雨、9月4日の大阪を中心とした甚大な災害の爪痕を残し

た台風第21号、また今週末から日本列島を直撃するおそれがあると言われて  
いる台風第24号も不安と心配があります。そして、このたびの北海道胆振東  
部地震でお亡くなりになられた尊い命に心より御冥福をお祈りいたします。  
また、被害に遭われました皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、一日  
も早い復旧、復興へ向け、また三重県の支援もお願いいたします。

さて、その北海道の名づけ親で、松阪市小野江町、旧一志郡三雲町出身の  
松浦武四郎の企画展「幕末維新を生きた旅の巨人松浦武四郎一見る、集める  
伝える」が9月15日、県総合博物館（M i e M u）でオープンしました。

（パネルを示す）こちらがそのチラシになります。この時代、あの時代に  
6回も北海道に踏み入り、踏査した記録や俳画、またアイヌの方の生活の紹  
介など、国の重要文化財183点を含む434点を展示するなど、圧巻の企画展と  
なっています。

（パネルを示す）こちらは、8月の末に私が強行の日帰りで北海道博物館を  
訪ねました。巡回展スタートの博物館、もう終わりのころでしたが、たくさ  
んの来館者の方を目にしました。次から次へと会場に入って行かれる方々が  
ありました。写真撮影の可能な第2展示ホールでは、大きな涅槃図のタペス  
トリーがありました。（パネルを示す）こちらになります。この大きなタペ  
ストリー、ここに武四郎さんがお釈迦様のかわりに昼寝をして、その周り  
には自分の好きなものに囲まれてとても幸せそうという、そういう奇想天外  
で話題となっているものです。実はこの前のところに、わかりにくいかもしれ  
ませんが、畳が敷いてありまして、来館者の方はここに寝そべて武四郎  
さんと同じようなポーズをとって、これで発信すると、そんなふうにも使え  
るというようなものになっていました。

これらの巡回展は、北海道の高橋はるみ知事が昨年来県し、松阪市の松浦  
武四郎記念館なども訪れ、鈴木知事も県庁で武四郎さんのお話をされ、報  
道ベースで知りましたが、北海道で最も著名な人物は武四郎さんだと言われ  
るほど北海道で松浦武四郎は有名で、道民なら誰もが知っているということ  
でした。15日のM i e M uのオープンの式典に来られた北海道博物館の石森

秀三館長も、道民のほうが三重県の皆さんより武四郎をよく知っていますよというような挨拶をされるなど、北海道と三重県の武四郎さんに対する思いの温度差を感じるほどでした。

そこで知事にお伺いをいたします。高橋知事とのお話の中で、鈴木知事も武四郎展の北海道との共同巡回展に合意されたということで、これまでのいきさつから、今回の企画展開催の意義や、そして知事御自身が企画展を見られての感想について、改めて聞かせていただきたいと思います。

また、今後の武四郎さんを生かした取組、本居宣長、松尾芭蕉と並ぶ偉人として、偉人の顕彰をしっかりと位置づけ、推進していただきたいと思いますが、その点についてお聞かせください。

また、今回の巡回展で終わらせることなく、観光振興などへの広がり、そして武四郎を軸とした北海道との連携交流策を何かお考えでしょうか。

以上、3点についてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 私のほうからは、武四郎さんの企画展の感想と武四郎をはじめとする三重県にゆかりのある偉人の顕彰についての2点を答弁させていただきます。

今月15日から11月11日まで、県総合博物館において開催しています企画展、「幕末維新を生きた旅の巨人 松浦武四郎」は、北海道博物館や松阪市の松浦武四郎記念館などの協力のもと、生誕の地、三重県と活躍の地、北海道を巡回する形で開催しています。今回の企画展を機に、北海道と三重県のきずながさらに深まることを期待しています。

オープニングには中瀬古議員もお越しをいただきまして、ありがとうございます。

なお、北海道胆振東部地震で大きな被害を受けた北海道を応援するため、博物館では募金箱や応援メッセージボードの設置、北海道の観光PRなど、様々な取組を行っているところであります。

企画展では、武四郎さん自筆の資料が多数展示されていますが、一度にこ

れだけのものが見られるのは初めての機会ですし、全国各地をめぐる中で交流のあった吉田松陰や大久保利通など幕末維新期の志士や知識人などの自筆の手紙等も多く展示されています。

また、武四郎さんは、当時蝦夷地と呼ばれていた北海道を6回も訪れ、地理についてまとめた精巧な北海道全図は、展示の中でもスケールの大きさを感じさせてくれます。さらに、その地図を活用したすごろくですね。これが大変子どもたちにも楽しんでもらえるようになっていて、子を持つ親としてもああいうのは楽しそうだなというふうに思いました。さらに、アイヌの人々の暮らしなども詳細に調査し、実に全151冊にも及ぶ記録をまとめ、出版を通じて当時の人々に蝦夷地の様子を伝えています。

このように、武四郎さんは、生涯を通じて全国各地をめぐった旅の巨人であるとともに、当代随一の情報通でもありましたが、時代を先取りする気風にあふれ、人とのつながりを大切にしながら活躍した武四郎さんの生き方を、多くの方々に知っていただきたいと思います。

特に、次代を担う子どもたちには、ぜひ企画展の開催中に来館いただき、武四郎さんの行動力やチャレンジ精神、さらにはアイヌの人々と接しながら違う価値観を認め合うといったダイバーシティの考え方なども学んでほしいと思っています。

偉人の顕彰は、郷土への誇りや愛着を深めるとともに、アイデンティティーの再認識にもつながります。また、次代を担う人づくりや地域の活性化にも資するなど、大きな意義があると考えています。

本県では、三重県にゆかりのある偉人について、昨年度は本居宣長、今年度は松浦武四郎と文豪横光利一を、県立文化施設を利用しながら企画展や講演会など様々な形で顕彰してきています。

今後とも、市町や大学、県内外の博物館など関係機関とも連携し、偉人に係る調査や共同研究を進めるとともに、その成果を企画展等を通じて発信するなど、偉人の顕彰に取り組んでいきたいと思っています。

武四郎さんについては、もちろん松浦武四郎記念館の皆さんとも協力をし

ながら、引き続きその顕彰に努めていきたいと思いますが、特に今回北海道の小学生が松阪市に来てくれたり、あるいは高校の教育旅行の話も後に出てきますけども、いろいろあったりということですので、そういう次世代の交流を通じながら、この武四郎さんの顕彰を進めるということも重要であるというふうに思っています。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） それでは、私からはさらなる観光誘客につながるため、松浦武四郎翁を軸とした北海道との連携、交流に今後どのように取り組んでいくのかについてお答えをさせていただきます。

伊勢神宮へとつながる道が集まる松阪で生まれ、旅を志し、旅を通じて大きく成長していったと言われる松浦武四郎翁の御縁により、北海道と三重の連携、交流につながったことは非常にありがたいことです。

松浦武四郎生誕200年、北海道命名150年という節目を捉え、大手旅行会社や航空会社に対して、北海道から三重への旅行商品を造成いただくことの働きかけを行ってまいりました。その成果としまして、松浦武四郎記念館と伊勢志摩などを組み合わせた旅行商品が販売されています。

さらに、7月の札幌市で開催されました全国知事会議に合わせ、北海道のメディアを通じて、知事から、空路と高速船の利用によりアクセスしやすいことや松阪のまち歩き、松阪牛、石神さんなど三重の魅力を発信するとともに、旅行会社に対してさらなる旅行商品造成に向けた働きかけを行っているところでございます。

今後も引き続き、北海道の方々があこがれる伊勢神宮、冬場でも温暖な気候でプレーができるゴルフ観光など、三重ならではの旅行商品造成に向けて、旅行会社や航空会社に働きかけるとともに、11月には、札幌市内で開催されます北海道最大規模の来場者でにぎわう北海道旅行博に出展し、三重の魅力をしっかりと発信することで誘客促進を図っていきます。

また、北海道と連携した取組として、三重県総合博物館（Mi e Mu）での企画展「幕末維新を生きた旅の巨人 松浦武四郎」に合わせまして、公益

社団法人北海道観光振興機構と9月15日から17日まで北海道観光プロモーションを実施いたしました。その中で、直前に発生した北海道胆振東部地震復興の支援にも取り組み、プロモーション会場には3日間で約3000人の皆様にお越しいただきました。これに先立つ9月14日には県立高校や県内旅行会社を対象とした北海道教育旅行説明会を三重県で初めて開催したところです。

これらの取組を通じ、多くの皆様に北海道を訪れるきっかけとしていただければと思います。

今回の御縁を大切に、今後も継続して松浦武四郎翁のふるさとである松阪市等とも連携し、北海道との交流を通じ、さらなる観光誘客につなげていきます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 聞かせていただきました。ありがとうございます。

武四郎さんにつきましては、本当に、先ほど知事もおっしゃいましたように、情報通であったというようなところであったり、そしてまた人とのつながりを大事にするということで、今回の三重県での企画展、たくさんの子どもにぜひ来ていただきたいと思います。難しいところもありますが、そういうところの解説であったりとか、興味が湧くような仕組み、そういうようなものもありますので、ぜひ次世代に、先ほど言われましたように、つながるような形にしていきたいというふうに思っております。

先ほどのお話でもそうでしたけれども、当時、ダイバーシティの考え方を本当に早くに持ってみえた、その当時からそういうような考えに非常に大きく触れていたというところ、そしてまたアイヌ文化協会の理事長が松阪に、そして三重県に御礼を言いたいと言われたことがありました。私たちが今あるのは、本当に武四郎さんのおかげなんですと、そのようにおっしゃっていただいたということまでありました。そういうところからも、本当に子どももそうですし、私たちも企画展を見せていただくこと、そしていろんなところのフォーラムであったりとか開催されるもの、そういうところで聞かせていただくと、魅力が再発見できます。そういう再発見できる魅力から、

ますます強い関心を呼ぶと思いますので、今後につながっていけばというふうに考えております。

また、2019年春にはNHKでドラマ化されまして、御存じかと思いますがけれども、武四郎さんの役を嵐の松本潤さんとか、アイヌの女性役を深田恭子さんが演じられるというようなどころもありますので、そういう意味でも先ほど教育旅行のお話もいただきました。寒い冬に三重県の暖かいところを訪ねてもらって、観光とか、より交流を強くしていただいて、そのきずなをしっかりとっていただいて、また事業を打ち出していただきたいというふうに思っております。

では、次に、救える命があることに向き合うとして質問をさせていただきます。

三重県では、平成30年3月に第3次三重県自殺対策行動計画を策定され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指しています。

自殺対策を推進するためには、自殺について、誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発することが重要です。自殺対策基本法では、9月10日から16日までを自殺予防週間として位置づけ、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めることとされています。そういうこともありまして、9月、そして3月は自殺の予防であったりとか、啓発の月間、週間があります。そういうところから私もこの9月にぜひこのテーマを質問として取り上げていきたいと、そういう思いでございます。

年間自殺者は、平成10年の急増以降、年間3万人超えの高どまりから平成22年以降、7年連続して減少して、平成27年からは平成10年の急増以前の水準になっています。

(パネルを示す)こちらをごらんください。これは全国と三重県の自殺者数の推移になりますが、減少傾向、このグラフを見ていただくと、平成20年からの約10年間、このような形で減少してきていることが見てとれます。

ただ、三重県はこの平成29年には40人増えているというような現実もあり

ます。

(パネルを示す) こちらのグラフをごらんください。こちらはとても見にくくなっていますけれども、全体的な傾向が見てとれるかなと思います。年代別の対比の表になっているんですけれども、全体的には減少してきているものの、20歳未満、20歳代、30歳代、いわゆる子ども、若者と言われるこの世代につきましては横ばいである、減少していないというような実態がこちらのほうでわかります。

こういうところから、三重県の自殺の現状と課題、また取組について、お伺いをしたいと思います。

全体としては、先ほどからお話をしましたように、減少傾向であります、自ら命を絶たれているという厳しい現実があります。

未来の命を守るという意味でも、若者の自殺が減少でなく横ばいであるということにつきましては重く受けとめるべきだと思いますし、また夏休み明けの9月1日というのは、中高生の自殺が最も多い日だとも言われています。子どもたちが生きづらさを抱えながら自ら命を絶つという、そのような痛ましい現実があります。子どもたちへの命の教育についてどのような取組をしてみえるのか、そのことについてもお伺いをしたいと思います。

[福井敏人医療保健部長登壇]

○医療保健部長(福井敏人) 自殺の現状と、特に子ども・若者世代に対する取組について御答弁を申し上げます。

議員から御紹介がありましたように、自殺者の数は全国、本県とも減少傾向にあります。

一方、世代別の推移を見ますと、自殺者全体に占める子ども・若者世代の割合は、全国、本県ともに横ばい状態が続いておりますが、子ども・若者世代の死亡の原因の中では、自殺の占める割合が最も多くなっておるところであります。

文部科学省の調査によりますと、全国の自殺した児童・生徒が置かれていた状況として、進路問題、家庭不和、友人関係での悩みなどが多くなってお

るところであります。

子ども・若者世代は、抱えた問題の解決策を見出すことができず、困っていても、地域の相談機関を知らないことや、周囲の人に相談できないことも少なくありません。

このような状況に対応するために、各保健所やこころの健康センター内にあります自殺対策推進センター、あるいは県立こころの医療センター内にあるユース・メンタルサポートセンターMIEにおきまして、相談窓口を設置いたしますとともに、高等学校等において様々な啓発を実施することによって、これらの窓口の周知を図ってきたところであります。

また、教育委員会等と連携をいたしまして、自殺予防教育推進ワーキングを開催いたしまして、児童・生徒が困ったときに一人で抱え込まず、友人や信頼できる大人に相談ができるよう、SOSの出し方に関する教育について検討を進めております。

今後も、子ども・若者世代の人が、悩みや問題を一人で抱え込むことのないよう、困ったときには周囲に相談するということや、互いに支え合うということを啓発していくとともに、相談しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

**○教育長（廣田恵子）** 私のほうからは、子どもへの命の教育をどうしているかについての御質問について御答弁をさせていただきます。

県教育委員会では、県立学校とともに命を大切にする教育を進めるに当たり、三つの点を重視して取り組んでおります。

一つ目は、体験活動や当事者の話を聞く機会を設けるなど、心に響く教育活動を推進するとともに、子どもたちが多様な考え方を理解し、互いを認め合うことで、自己肯定感を高める取組を進めることです。

具体的には、乳幼児やその保護者とふれあう体験活動や、交通事故でお子さんを亡くされた保護者による講演会を実施したり、話し合いを通じて物事の見方や捉え方がそれぞれ異なっていることに気づくことで、自己肯定感を高める授業を行っている学校もあります。

二つ目は、日常の観察や面談、アンケート調査などを通じて児童・生徒の状況把握を行うとともに、そのサインをしっかり受けとめられるよう、教員一人ひとりがカウンセリングマインドを高めていくことです。

特に、進学や進級時、長期休業明け前後は子どもたちが不安定になりやすいことから、学校ではこの時期に個別面談週間の設定や、登校指導を実施して観察や声かけを行うなど、子どもたちを一層丁寧に見守るようにしています。

三つ目は、見守りやかかわりが必要な児童・生徒に対し、早期から組織的に対応するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、学校と家庭、関係機関が連携して、継続的に支援を行うことです。

こうした取組を進めるに当たっては、県教育委員会指導主事が学校訪問を行い、学校の取組状況を確認したり、好事例を紹介するなどして、各学校の取組が一層効果的なものとなるよう取り組んでいるところです。

今後も、かけがえのない存在である子どもたちが、安心して健やかに成長していけるよう、一人ひとりに寄り添いながら、子どもたちの心に響く命を大切に教育にしっかりと取り組んでまいります。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。聞かせていただきまして、先ほどから相談窓口を知らないというところ、そしてまた、子ども、若者の相談であったりとか、やっぱり支えが必要だということ、また命の教育のところも聞かせていただきましたが、子どもたちがとても身近に感じているツール、私たちではやっぱり世代が違うということを最近、とてもつくづく感じる人が多いです。

SNSを活用した相談体制、子どもLINE相談みえを実施されるようになりましたけれども、その実施状況について伺いをしたいと思います。

10代の子どもたちには、大切な命が危険にさらされるというようなことは決して許すことができないいじめ問題というのがありますが、これは学校だ

けの問題ではなく、やっぱり社会全体の問題として捉えることが大事だというふうに思っています。社会総がかりで学校内外のいじめの問題に取り組むこと、そしてまた、いじめから子どもを守るという意味で、三重県いじめ防止条例が今年の4月1日に施行されました。そのようなところから、いじめの早期発見のための措置として、従来のこれまでにあった体制に、プラスというか、新しい取組としてSNSを活用して通報、それから周りの方の通報と御本人の相談ができるような体制が整備をされてきているということになっています。スマートフォンなどの通話アプリのLINEによるいじめ相談が効果を上げているということで、三重県も5月14日から中高生に対して、週を分けて取組をされています。その開設についてお聞きしたいと思います。

(パネルを示す) まず、皆さんにこちらを知っていただきたいと思うんですが、このようなカードがあります。これ、裏表になっているんですけども、子どもLINE相談みえというのがあって、QRコードをもちろんここは今抜かれています、見本になりますが、このカードが中高生の皆さんに配られています。

そして、QRコードを読み取って登録をすると相談ができるというような仕組みになっていて、(パネルを示す) その画面は例としてこういうふうになります。いやなことがあったんだと言ったら、どうしたの、よかったら教えてくれる、というような、いわゆるLINEでのやりとりがこちらのほうになって、このような形で相談をされているという仕組みです。

全国に先駆けて、長野県では平成29年9月の2週間を試行期間として実施した結果、午後5時から9時までの時間内のアクセス数が1579件、相談対応は547件で、28年度の年間の電話件数より大幅に増加したということも報告をされています。

三重県が5月に開設してから今月までの4カ月間ですけれども、SNSを活用した相談窓口、子どもLINE相談みえの実施状況について件数、内容など、現状や成果、そして課題をお聞きしたいと思います。

続けて次に、三重県いじめ防止条例から、11月1日に開催される三重県い

じめ防止フォーラムとピンクシャツ運動についてお伺いをしたいと思います。

これ、知事が定例記者会見で発表をされまして、そして実は私、今日、テーマカラー、ピンクですというふうに言ったんですけども、今日は帯をピンクにしてきました。今日、皆さんが、協力していただいた方々もありまして、ピンクのシャツとかネクタイとかブラウス、それから手帳、シャツであったりとかありがとうございます。附箋を張ってくださったり、ありがとうございます。バインダーを持ってくださったり、ポケットチーフやシャツで応援をしてくださっております。ありがとうございます。わざわざピンクのシャツを購入してくださった方までありました。ド派手なピンクのシャツを中に着ている同僚議員もおりますけれども、ありがたいことです。

このようにピンクが今回目立って、実は今日、職員まで朝ピンクのシャツでいらっしゃって、あれと言ったら、それは当然でしょう、今日はピンクですよと職員まで言ってくださいました。

ということで、ピンクシャツデーなんですけど、（パネルを示す）こちらになります。知事も記者会見のときに、このことをお話されておりました。そもそもピンクシャツ運動とは、2007年にカナダで誕生したいじめ反対運動です。中学3年生の男子生徒がピンクのポロシャツを着て登校し、いじめを受けました。それを知った高校3年生男子2人がその日のうちに50枚のピンクのシャツなどを購入し、メールや掲示板で友人知人などに呼びかけました。翌朝、2人は50着を呼びかけた人に配って着てもらいましたが、この日に呼びかけ以上の学生がピンクの服で登校、学校がピンクに染まり、いじめがなくなったそうです。それ以降、毎年2月最終水曜日が学校や職場にピンクを身に着けていくピンクシャツデーとしてカナダ全土に定着、アメリカ、イギリスなど世界各国に広まっています。

そのような広がりから、カナダを訪問された知事が、三重県でもいじめ防止フォーラムとピンクシャツ運動を行おうというものだと思いますが、これはどのように展開されていくのかをお聞きしたいと思います。

○教育長（廣田恵子） まず最初に、子どもLINE相談みえの実施状況、現

状、課題、成果についての御質問でございます。

SNS相談窓口、子どもLINE相談みえは、5月14日に中学1年生を対象として相談を開始しました。相談対象の学年を段階的に拡大し、7月20日からは県内全ての中学生、高校生約10万5000人を対象として相談を受け付けています。平日の午後5時から午後9時までを相談時間としており、開始から9月21日までに649件の相談が寄せられました。

相談内容別件数は、けんかした友だちと仲直りしたい、部活を辞めたいと  
思っているなどの友人関係、学校生活に関する相談が431件あり、そのうち  
クラスの子から悪口を言われるなどのいじめに関する相談が191件ありまし  
た。

また、将来が不安であるなどの学業や進路に関する相談が21件、お母さん  
が私だけを怒ってくるなど家庭に関する相談が53件、その他、思春期特有の  
不安や悩みに関する相談が144件ございました。

成果ですが、相談員とのやりとりの中で、相談して気持ちが落ち着いた、  
今度、友だちに話しかけてみますなど、自分の気持ちを整理して、前向きな  
気持ちになって相談を終える子どもたちも多くいます。

また、寄せられた相談のうち、相談者の了解を得た上で、学校や児童相談  
所などの関係機関につなぎ、早期に対応できた相談が8件ございました。

さらに、これまで誰にも相談できず悩んできたLGBTや虐待、思春期特  
有の不安や悩みなどの相談も寄せられるようになりました。

課題ですが、一方でSNS相談というのは文字だけのやりとりであるため  
に、子どもの感情や全体の状況を把握することに難しさがあります。相談し  
てきた子どもの深刻さ、言葉に込められた感情などを理解するには、相談事  
例を研究し、最適な言葉がけの方法や言葉の使い方を明らかにしていく必要  
があります。

子どもLINE相談みえは、中学生や高校生にとって、相談したいときに  
気軽に安心して相談できる窓口となっているものと考えられることから、今  
後も研究を重ねて、相談技術を高めつつ、子どもにとってより相談しやすい

窓口にしていきたいと考えております。

それから、次にいじめ防止フォーラムとピンクシャツ運動の展開についての御質問でございます。

本年4月に施行した三重県いじめ防止条例を受け、子どもにかかわる全ての大人が意識を高め、社会総がかりでいじめの問題を克服していくために、いじめ防止強化月間の取組として、三重県いじめ防止フォーラムとピンクシャツ運動を実施します。

いじめ防止フォーラムは、事業者、保護者、大学生、教育関係者など、幅広く県民の皆さんに御参加いただき、国のいじめ防止対策協議会の座長も務め、いじめ問題の研究では第一人者である鳴門教育大学の森田特任教授に、社会総がかりでいじめの問題を克服するために、それぞれの立場でどのように取り組むべきかを御講演いただきます。

また、知事のコーディネートのもと、学校関係者、保護者、事業者、スポーツクラブ関係者、高校生が、いじめから子どもたちを守るための大人の役割についてのパネルディスカッションを行います。

さらに、高校生が多様な考え方を認め合い主体的に行動できるように、8月21日に高校生意見交流会が開催されました。その中で作成されました、いじめ防止行動宣言の発表、子どもの見守りや独自のいじめ防止行動宣言の作成、掲示等に主体的に取り組んでいただく、三重県いじめ防止応援サポーターの紹介などを予定しております。

ピンクシャツ運動については、議員から御紹介をいただきましたが、2007年にカナダで始まり、ピンク色のシャツや小物を身につけることで、いじめ反対のメッセージを発信するとともに、いじめの問題を当事者間だけの問題ではなく社会全体の問題と捉え、いじめから子どもを守るために決して傍観者にならないことなど、いじめの問題について考える機会となっています。本県でも、11月のいじめ防止強化月間の一月間、取組を進めていきたいと考えております。

学校では、児童会、生徒会を中心とした主体的な取組が進むよう働きかけ

るとともに、メディアや事業関係者、いじめ防止応援サポーターの皆さんの協力も得ながら、県民の皆さんに運動への参加を呼びかけていきたいと考えています。いじめ防止フォーラム当日は、取組期間の初日であり、参加者にピンク色のシャツや小物を身につけるようお願いをし、いじめ反対の意志を会場が一体となって示したいと考えております。

今後とも、一人でも多くの県民の皆様の理解と協力を得て、いじめから子どもを守り、安心して生活できる社会を実現できるよう、取り組んでまいります。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） LINE相談によってたくさんの相談件数があったこと、それから8件、学校とか関係機関とかにつながっていったということ、最初、私、このLINE相談ってどうなんだろうと実は思っていました。LINEからいじめが始まるということも多く聞くところでありますが、そのLINEに相談をする、特に人がそこにいるわけではないのに、そこに相談をするということはどうなんだろうということ、余り最初はどうなのかというふうに本当に思っていたところです。

でも、多分それって私たちが、私が、自分自身がやっぱり今の若者とともにジェネレーションギャップがある、LINEとかというよりも人と話をすることのほうがコミュニケーションとかということから、表情であったりとか、声のトーンであったり、そういうところからのほうがより詳しくいろんなところが見てとれる、感じとれるというふうに思っていたんですが、今の子どもたち、若者にはLINEはとても身近なツールで、気軽にそこにアクセスやら相談ができるということになるのかなというふうに思いました。そのあたりは、やはり考え方を変えていかないといけないなと思ったところですが、でも、その中でもやはりそのやりとりであったりとか、相談員の方のそのフォローをどうしていくか、相談体制の人数とかというのがあると思います。

通年でやっているのは三重県と新潟県だけだったと思いますが、全国的に

も多分三重県のこの取組、内容というのは、今後もほかのところからも非常に注目をされると思うんです。

今回こちらのほうは国の10分の10の予算でやってみえますけれども、これはやっぱり重くなってくると、先ほど家庭の問題の話もありました、電話も大事です、相談窓口も大事です。でも、やはりこれは一つのツールとして大事というところで、私もこの相談の窓口が広がったという意味では、とても大事なことなんだというふうに思いました。

でも、ここで終わってはいけません。これを今後どのようにつなげていくのか、これでこういうことがわかりましたという検証をしっかりしていただいて、その次につなげていただきたいと思います。これ、三重県でまたどのような取組をされているか、来年度のことになりますけれども、そのような意気込みとかそういうところを今の時点で考えられているところがありましたら、聞かせてください。

○教育長（廣田恵子） 議員にも言っていただきましたが、やはりSNS相談って、非常に子どもたちにとってハードルの低いところで何でも気軽にできるという手段でやれたということは、すごくうれしいことで、いろんなふだんは言えなかったことが集まってくるということも非常に情報として大切なことだと思っております。予算も10分の10ということで、今年度は文部科学省の予算を使わせていただいております。来年度も概算要求の中では、まだ額は提示がされておませんが、そのような要求もされておりますので、三重県、こういう成果を上げているのでぜひお願いしたいというようなことも秋からに向けて文部科学省のほうにも御相談に行ってきたというふうに考えております。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 子どもたちの命を守ることに、しっかりと救える命がある、重篤な場合でしたら、本当に緊急的な場合でしたら、そういうところにもつながっていきます。しっかりとした取組をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

ピンクシャツ運動も、これはやはり子どもたちが学校で、そして大人も社会で自発的な運動に持っていかなければならないと思います。そのような社会に広がる社会運動になっていかなければならないと思いますので、2月の末の27日ですね、第3水曜日がピンクシャツデーというふうに言われていますし、そのときにも社会全体としてそういう意識に持っていけるような11月はフォーラムや取組にぜひしていただきたいと思います。私もまたその日にはピンクのシャツか、ピンクのものを身につけて、そしてまた皆さんもそのような形で大きく広がっていくような輪をぜひつくっていただきたいと思います。今日はたくさんの先輩議員にも本当に協力をいただきました。ありがとうございました。

では、次に地域医療構想の進め方についてです。

限られた医療資源を効率的に活用し、切れ目のない医療、介護サービスを構築するために、将来の医療需要と病床の必要量を推計し、地域の実情に応じた方向性を定めていくというもので、2025年には、いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上となり、医療や介護を必要とする高齢者が大幅に増加をする2025年問題に向けて、三重県では、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化、連携を適切に推進するために、八つの地域を地域医療構想区域に設定し、構想区域ごとに地域医療構想調整会議を重ねて、平成29年3月に三重県地域医療構想を策定されました。

そのような中、平成30年2月7日付で厚生労働省から県に通知のあった地域医療構想の進め方の内容は、経済財政運営と改革の基本方針2017においては、地域医療構想の達成に向けて、個別の病院名や転換する病床数の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進するということを踏まえ、都道府県においては、毎年度、この具体的対応方針を取りまとめること。この具体的対応方針の取りまとめには、地域医療構想調整会議において、平成37年における役割、医療機能ごとの病床数について合意を得た全ての医療機関の、2025年を踏まえた構想区域において担うべき医療機関としての役割、そして2025年に持つべき医療機能ごとの病床数を含むも

のとすることとありますが、これらについて、2年間程度で集中的な検討を促進するというのを、三重県としては、どう捉えて、どのような見通しを持ってやっていこうとしてられるのか。また、病床数については大きな議論となりました。知事は目安と表現をされていますけれども、地域医療構想において示されている数字をどう捉えて進んでいくべきなのか、非常に戸惑うところでもあると思います。

松阪市では、三つの総合病院がある、半径3キロメートル圏内ですが、さらに、この地域の人口推移などを踏まえた中で、公立病院、松阪市民病院の役割と責任を検討するため、平成29年6月に、外部有識者による地域医療構想を踏まえた松阪市民病院の在り方検討委員会を設置し、公開により5回開催されました。その検討会では、3基幹病院長による協議が必要であるとの議論となり、県は松阪地域医療構想調整会議における個別協議の場として、松阪区域3基幹病院長協議会を設置し、2回の協議がなされています。そして、その報告書を本年3月に在り方検討委員会に提出されています。

報告書の結びの部分には、3基幹病院長協議会は、松阪区域地域医療構想の実現に不可欠となるものであり、引き続き助言等を行ってまいりますと示されていますが、私は地域医療構想を策定した県が、より主体的に、より積極的に構想をまとめあげていくという姿勢で、イニシアチブをとって進めるべきと考えますが、県の姿勢や考えをお示し願います。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 地域医療構想の達成に向けまして、2年間程度で集中的な検討を促進するとされているが、県はどのように捉えて取り組んでいくのかという点について御答弁を申し上げます。

地域医療構想につきましては平成29年3月に策定したところでございますが、その達成に向けまして、国では、平成29年6月に閣議決定された、いわゆる骨太の方針で、今、議員からも御紹介いただきましたが、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進するとされておるところでございまして、都道府県に

つきましては、各医療機関の2025年における役割や医療機能ごとの病床数等に関する具体的対応方針を協議し毎年度取りまとめて、それから協議が整わない場合は、繰り返し協議を行うことが求められているところでございます。

この骨太の方針は、昨年度と今年度の2年間程度で具体的な対応方針の合意に向けて協議を集中させていくことを求める内容ではございますが、2カ年で全ての医療機関についての合意まで求めるものではなく、まずは協議を開始した上で、毎年度、繰り返し協議を行いながら、速やかに合意することを目指すというものでございます。

このような中、昨年度は、まずは新公立病院改革プランや公的医療機関等2025プランに基づきまして、公立・公的病院等の具体的対応方針の協議を始めたところであります。

今年度は、民間病院に対しまして、2025年に向けた対応方針の策定を求めておりまして、今年度中には、これらをもとに全ての医療機関について協議を開始する見込みでございます。

2025年の必要病床数に近づけていくことは、病院の方針や経営に直結するなど、様々な課題がございまして、困難なことと認識はしておりますが、県といたしましては、目指すべき姿の実現に向けて粘り強く調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 聞かせていただいておりますと、やはり粘り強くといいましても、こちらの中には2年間で集中して取組をするということにもなっていますし、また病床数のことは、やはりその数字にというところで、どうしても数字が先走っているような感があります。

それぞれの八つの構想区域の地域としましても、そのあたりは本当にそれぞれの地域の声をしっかりと聞いていただきたいというような声が非常に大きいところですし、県がやはり主体的に、主体性を持って取り組んでいただきたいというふうに、強くそのあたりにつきましては要望いたします。

今回、特に松阪市独自の取組によって、市民の方々やメディア、市議会で

の議論を通じて問題提起をされてきました。

また、本年5月から7月にかけては地域に出向き、20カ所以上で説明会も開催をされています。

しかしながら、その背景にある地域医療構想そのものについて、まだまだ県民の皆さんは理解をされていないということがその中で浮き彫りになってきました。そのようなところから、県民の皆様の理解と認識していただくということが大切だと思っておりますが、どのように県民の方々に周知と、そして理解していただくのか、その点について簡潔にお答えください。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 地域医療構想の県民の理解と県民への周知について御答弁を申し上げます。

地域医療構想は将来のあるべき医療提供体制に向けまして、医療機能の分化、連携を進めるものでありまして、その実現のためには、県民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠だというふうに認識をいたしております。

また、地域医療構想の内容を、住民の皆さんにわかりやすく丁寧に説明することで、適切な医療機関の受診でありますとか在宅医療の推進などにつながるというふうに思っております。

こうしたことから、これまで地域医療構想の策定過程や、構想調整会議の協議状況につきましては、県のホームページに逐次情報を掲載し周知を図ってきたところでありますが、議員からも御紹介があったように、一方で、調整会議等におきましても、地域医療構想を進めるには地域住民に対するさらなる周知が必要ではないかという意見もいただいております。

このため、今後は地域医療構想の内容を、県民の皆さんにわかりやすくお伝えすることができるよう、市町の広報紙への掲載を働きかけるなど、様々な媒体も活用して県民の皆さんへのさらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） そのような声も、周知がなかなかできていない、理解

されていないというような声も届いているというようなところでございました。様々な媒体を使ってということ、市町との連携というのが非常に大事だと思います。そのようなそれぞれの地域の、この八つの医療圏の声をしっかりと聞いていただきまして、皆さん、関心ある方は非常に高いところを持っていらっしゃるし、地域によって違うということもあることはよくわかっています。

そんな中で、本当にこれはどう進んでいくのかということ、強く懸念をされている方々もありますので、その点についてしっかりと声を聞いてください。そして、主体的に取り組む、県がリードをしていくような形で、このように通知も来ていることですので、しっかりと取組をしていただきたいと、そんなふうに思っております。この点につきましては、私たち生活者の一人ひとりが誰もが当事者としてかかわるべき問題だというふうに認識をしています。やっぱり自分たちが生活、どんな地域に、自分たちの地域にどのような医療であったり、介護サービスが必要なのか、意見や要望を発信するというようなことが大切だと思いますし、これは本当に全ての日本の医療、そして社会のあり方も左右するものであるというふうに思います。

目標とされている2025年というのは約7年、カウントダウンは、もう既に始まっています。県当局におかれましては、地域医療構想の策定はもとより、策定後も引き続き、市町や医療機関等との連携、そして調整会議での進捗管理とか目指すべき医療提供体制の実現に向けた事業の実施などを、責任を持って構想の推進に当たっていただきますように、強く要望させていただきます。

では4点目、最後です。松阪市フル馬拉ソンの開催協力をということで、松阪市では、今年度第14回松阪シティ馬拉ソンを開催いたします。松阪市には歴史や文化を感じさせる城下町のたたずまいを残す町並みや、松阪牛をはじめとする特産品、豊かな自然など松阪市を体感していただける資源がたくさんあります。このような資源を生かし、活用し、2020年度のフル馬拉ソンの開催を目指そうと準備を進めています。

知事は、1期目の平成25年2月の定例記者会見で、美し国三重市町対抗駅伝に関連して、三重県においてフルマラソンを開催してほしいというような要請もいただいているけれども、関係者の皆さんの意見を聞きながら検討していくと前向きにお話をされてきました。また、平成29年2月には、フルマラソンをやってみたけど、うまくいっていない地域も幾つかあるというようなことも調査する中でわかってきたと。今は県内のいろんなマラソンが盛り上がっていくことをサポートしながら、注視していくスタンスに変わってきたというふうに話されています。1期目のときと、それから平成29年2月です。

この気持ちの変化と現在の状況についての考え方、それからまた、開催に至るまでには、交通規制、大会運営、財政面など、様々な課題解決が必要です。交通規制に係る三重県警察や運営に係る三重県体育協会、三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課への業務相談等協力がないとできません。

これらについて、2021年の三重とこわか国体でマラソンは公式競技ではありませんが、プレイベントとして冠をつけてスタートを切れないかというような要望があります。その点について、また協力要請についても知事、ぜひお聞かせください。そして、前向きな回答をよろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 松阪市でのフルマラソン開催に向けての県の協力と、三重とこわか国体・三重とこわか大会のプレイベントとして開催できないかという点でございますけど、その前に心境の変化について御質問いただきましたけれども、いろいろファクトを調べていく中で、うまくいっているところと、そうでないところが現実としてあるということがわかってきたということや、一方で例えばお伊勢さんマラソンとか、志摩のロードマラソンとか、非常に人気のあるハーフマラソンも三重県にはたくさんあり、三重県出身の野口みずきさんはハーフの女王と言われてきたので、県全体としてですね、そういうブランドを追求するというのもひとつ方法かなというようなことも

あって、少し心境の変化というか、答弁に変化があったということでありませう。

御質問いただいたことにつきましては、まずマラソン大会の開催は、直接的な経済効果はもとより、多くの人々の交流促進や次世代を担う選手の育成、地域の魅力発信など、開催地にとって、もたらされる効果ははかり知れないものがあり、現在、県内各市町では、ハーフマラソンなど様々な大会の開催に取り組まれているところです。

このような中、松阪市の竹上市長から、松阪市においてフルマラソン大会を開催したいとの意向を示され、私に対しても、1対1対談などでの発言をはじめ、御自身の熱い思いとともに、県の支援について折に触れて御要望いただいているところであります。

本年7月、2020年度のフルマラソン大会開催に向けて松阪市において準備委員会が発足したことは、スポーツを通じた地域の活性化を推進する県としても大変喜ばしいことであり、県もオブザーバーとして参画させていただいております。

一方、2020年度は、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催前年度でもあることから、県では、翌年に迫る両大会の準備に一層、力を入れていく必要があると考えています。

このような中、松阪市で計画されているフルマラソン大会を、例えば、両大会のプレイベントとして位置づけることや、三重とこわか国体・三重とこわか大会開催記念といった冠名称を付して開催していただくことなどにより、連携した取組とすることで、フルマラソン大会及び三重とこわか国体・三重とこわか大会のPRに大きな効果が見込めるものと考えています。

このようなことから、県としましては、フルマラソン大会の開催に向けた松阪市の取組に引き続き参画し、大会実現のために大変重要な競技団体や警察など関係機関との調整、あるいは県内外へのPR、そういうところにおいての支援を行っていきたいと考えております。

そして、今回のフルマラソン大会の開催により、県内外からの多くの集客

交流が生まれ、松阪市、そして三重県の魅力を参加者の皆さんに満喫していただける、そのような大会になることを期待しています。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。知事のしっかり思いというか、これまでの発言を、定例記者会見において発言されてきたこと、変化というより、発言の変化というのはありません、その思いでもって今回、特に私たち松阪市選出の議員が松阪市の要望としてある中の一つとして市長が話されていました。このことは先ほど知事もおっしゃいましたけれども、1対1対談でもこの話が出てきております。

関係者の方にも聞かせていただいた中では、非常にやってほしい、やっぱりたくさんの方々がこの三重県、そして松阪を訪れてほしいというふうにおっしゃる方も多くあります。そしてまた、これを開催していくのは非常に難しい話なんだ、そのような盛り上げがあってもそんなに簡単にいくことではない。というのは、やはり財政的なこと、ここにかかる金額的には1億円ほどのお金がかかると、億単位の金がかかるというようなことも言われています。2020年のプレイベントとして、三重とこわか国体・三重とこわか大会のプレイベントとして、冠をつけてというふうに言っていただきましたので、松阪市はしっかりとこの点につきましてもこれから協議をされて、そこに向けていってくださるというふうに思っています。

また、財政面の支援をしっかりとこちらのほうもしていただきたいと思えますので、知事、今、にやっとな笑われましたけれど、その点についてもよろしく願います。

また、警察関係の方々もやはりなくてはならない協力でございます。本部長、どうかよろしく願いいたします。そのことにつきましても、しっかりと熱く語っていただきましたので、これがまた松阪市に戻って三重県全体的な三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けての盛り上がりになるというふうに信じて、これからもしっかりと注視をして、また私もそういうところにつきましても頑張っていきたいと思えますので、どうかよろしく願いいた

します。

本日は本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 40番 青木謙順議員。

〔40番 青木謙順議員登壇・拍手〕

○40番（青木謙順） おはようございます。あでやかな松阪木綿の中瀬古議員に対しまして、津スーツであられました津市選出、自由民主党県議団の青木謙順でございます。

先ほど武四郎さんの話を聞いてましてちょっと思い出していたんですけども、オープニングのときに野口県議が、青木さん、何で来たんというような顔をしてましたんで、私、1期目は旧一志郡でございまして、武四郎さんの祭りが2月にあって毎年お邪魔してました。アイヌ人との交流で人権感覚が非常に高い方ですし、さらには九州でお坊さんもしてみえたということで、親近感を覚えたというのがございますけども、そんなことで今日はいい質問をしていただいたなということで喜んでおりました。

さて、本日は地域を守るというテーマで、4本柱で県当局のこれまでの取組、今後の事業展開の方向性などをお聞きしていきたいと思っておりますので、地域の皆さんが希望を抱くような、そういった力強い、前向きな答弁をいただきますようお願い申し上げます、質問に早速入ってまいります。

まずは、今日は何か午後の方も含めて子どもを守る系が多いんですけども、私も一つ挙げさせてもらいました。まずは、地域の「子どもたち」を守るということで、安全で安心して学べる教育環境について2点お伺いいたします。

まずは県立学校施設の防災対策でございまして、近年の自然災害においては、これまでの経験が通用しないような想定を超えた大きな被害が全国各地で発生しています。また、南海トラフ地震の発生も確率が高まっています。

県民の皆さんが安心して暮らすためには、自然災害に備えて、施設の耐震化などによる防災・減災対策を早急に進めていく必要がございます。特に、子どもたちの学ぶ場であるとともに、地域住民の避難所ともなる学校施設の安全対策は喫緊の課題だと思っています。

例の大阪府北部を震源とする地震では、学校のプールのブロック塀等が倒壊して児童が亡くなるという痛ましい事故も発生いたしました。

これまでの学校施設の構造体の耐震化や体育館のつり天井の落下防止対策については、徐々に対策が進んでいるということで、耐震化率がそんな報告も受けているんですけども、一方、ブロック塀等については、県が配布している防災ノートで、登下校中の地震発生時において、ブロック塀等の倒壊の危険から身を守るよう注意喚起はされているけども、学校施設のブロック塀そのものにかかる対策というのは、これまで余り意識されてこなかったというのは事実だと思います。

この問題は全国的にも大きな問題となりましたし、6月定例会議では、教育警察常任委員会の委員長報告においても、二度とこのような事故が発生しないようということで、必要な安全対策をとることを要望しています。

県内の市町は、既にもう小中学校のブロック塀等の除去を始めておりますし、私、地元の津市も聞かせてもらいますと、一志中学校とか私の母校の白山中学校のブロック塀の一部については、もう7月に撤去を行ったと聞いておりますし、さらに9月補正においても、一志中学校に新たなフェンスを設置するというほか、13小学校、5中学校においても、ブロック塀の撤去とともに用途に応じたフェンスが設置されると伺っているところでございます。

県教育委員会は7月、県立学校31校、そして63カ所のブロック塀等の確認をされまして、撤去の方針を公表されましたが、その対応は順調に進んでいるのでしょうか。

そこで教育長にお伺いするんですけども、近い将来において発生が予測されるこの地震等に備えて、ブロック塀等の対応も含めて県立学校施設の防災対策はどのように進んでいるのかをお聞きしたいと思います。

二つ目ですけども、防災教育でございます。

高校生については、広域から通学するため、小中学校と違って地域とのかかわりは希薄になりがちだと思います。

しかし、授業中に大きな地震が発生した場合は、避難所となっている高校

には一斉に地域の方々が避難してくることも予想されますし、学校に残る生徒の皆さんは、教職員をはじめ、地域の方々にお世話になったりとか、互いに助け合ったりする、そうやって過ごすことにもなると思います。

高校生の皆さんも地域社会の一員として、いざというときには地域の方々とともに行動できるように、地域と学校が一体となった防災教育が大事だということで、常任委員会に所属したときも何度もお話をしたこともございます。

地域には、予想されますけども、高齢者の方やとか妊婦の方、それから障がいのある方などなど要援護者がおみえになると思います。日ごろから、自治会とか市町、消防など防災関係機関の協力を得ながら、高校生が自分に何ができるのかを学んで、発災時には主体的に行動できる、他者を支援することができるようになればもっといいのになと期待しております。

また、学校と地域が防災教育を通して交流することで、従前からやっている各学校が取り組む特色ある取組、例えば、地域の特産品を活用した商品開発とか観光業などの地域産業を活性化させようとする取組、あるいは国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を目指したスーパーグローバルハイスクールなどについても、地域の方々の理解が進んで、地域に親しまれる開かれた学校となる効果も期待できるのではないかと私は思っています。

そこで重ねて教育長にお伺いしますが、高校生が主体的に行動できるよう、県立高校において、学校と地域が一体となった防災教育をどのように進めているのか、その現状についてお伺いしたいと思います。

以上です。

**○教育長（廣田恵子）** まず、ブロック塀等の対応を含めて、県立学校の防災対策をどのように進めているのかについての御質問でございます。

児童・生徒の学びの場であり、地域住民の避難所となる学校施設の耐震化は大変重要な課題であると認識をしております。

このため、県教育委員会では、まず県立学校について、校舎の建築物としての耐震性を確保するため、建物の構造体の耐震化に取り組み、平成25年度

に完了いたしました。

他方、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震では、屋内運動場の天井材が崩落し、生徒が負傷するなどの人的被害が生じたことから、専門家による点検を行い、改修が必要とされた132棟の屋内運動場等のつり天井等について、耐震工事を進めています。

平成29年度までに40校69棟の工事をを行い、30年度は13校24棟の工事を進めており、残りの18校39棟については、31年度に工事が完了するよう、計画的に取組を進めております。

また、本年6月の大阪府北部を震源とする地震を受け、各学校でブロック塀等について緊急に安全点検を実施したところ、県立学校では31校51カ所のブロック塀等があることが判明しました。

このうち、国土交通省告示の判定基準を満たさない44カ所と基礎や鉄筋の状態が不明であり安全性が確認できない6カ所の計50カ所について撤去することといたしました。

あわせて、コンクリートブロックを用いているものの、建築基準法上はブロック塀等に該当しない工作物についても、安全性が確認できない13カ所については撤去することといたしました。

これら撤去の必要な63カ所のブロック塀等については、これまで3割程度の撤去及び必要な代替措置を講じており、年内には5割程度を完了し、年度内に全ての箇所に対応が完了するよう、取組を進めてまいります。

また、これら施設の対策に加え、防災資器材の配備をしております。

災害発生時には、通学路の安全が確認できるまでは学校や避難場所には生徒をとどまらせることとしております。大雨などが予想される場合には、生徒が帰宅困難とならないよう対応することが第一ですが、地震や津波の場合には、やむを得ない措置として、生徒を学校に宿泊させることも想定をされます。その場合に備えて、県立学校に災害時用の毛布や保温シート、発電機、投光器等を配備しております。

今後も引き続き、児童・生徒の安全を第一に、施設面での安全対策や防災

資器材の充実を図り、防災対策を推進していきたいと考えております。

2点目でございます。災害発生時に高校生が主体的に行動できるように、高校において学校と地域が一体となった防災教育をどのように進めているかという点についてでございます。

高校での防災教育は、大規模な災害が発生したときに、まずは自分の命を自分で守る、そのように考えておまして、高校生も地域の一員として主体的に行動できるように取組を進めております。

このために、全ての高校生に防災ノートを配付して学習を進めるほか、平成28年度から中高生が宮城県や福島県を訪問し、被災された方の話を聞いたり、中高生との交流を行う学校防災ボランティア事業を実施しております。

参加した高校生からは、災害時に適切な対応ができるように学んだことを生かしたい、学んできたことを一人でも多くの人に伝えたいなどの意見がございました。3年間で延べ108人が参加し、63名が防災士の資格を取得し、被災地でのボランティア活動にも参加するなど、自主的な行動につながっています。

また、各高校では、それぞれの特性を生かして地域と連携した取組を行っております。

四日市農芸高校では、平成23年に実施された地域住民との避難訓練や、平成26年の大雨で実際に学校が避難所になったことをきっかけに、地域貢献の取組を検討してきました。その結果、生徒が講師となった地域住民を対象にした三角巾の包帯法講習会や、学校で収穫した米を災害備蓄米として保管し、地域住民との共同による炊き出し訓練などを実施しております。

南伊勢高校南勢校舎では、高校生の若い力が大きな存在となっており、地域の防災訓練への参加やデジタル防災マップ作製のほか、小中学校での防災紙芝居や防災学習会で高校生が講師を務めています。高校生が考案した携帯用非常持ち出し用具Myゼロパックは、地元の福祉施設と漁協の連携により販売が実現し、地域に根差した活動となっております。

高校は通学区域が広く地域と密接な関係を築くことが難しい面もあります

が、高校生が災害発生時に主体的な行動ができるように、他の学校の取組事例を紹介するなど、学校と地域が連携した取組がさらに広がるように、推進されるように取り組んでいきたいと考えております。

〔40番 青木謙順議員登壇〕

○40番（青木謙順） 詳しく説明をありがとうございました。よくわかりました。限られた予算の中なので順次ということで、大変だと思いますけども、地域の、本県の未来を担う大切な子どもたちですので、そういった、まずは守ることが大事ですね。自分の身を守る、そしてさらにたくましく育てるという観点で、これからも全力で取り組んでいただきたいと思いますので、時間に限りがございますので次の質問をさせていただきます。

次は、二つ目ですけど、地域の「医療」を守るということで、県立一志病院についてお伺いしたいと思います。

今年の夏は35度を超えるという猛暑日が続く非常に暑い夏でございましたけども、今年の夏の記憶と言え、やっぱり私は地元でございまして、県立白山高等学校がさらに暑さを増長していただきましたが、そういった全国高等学校野球選手権大会に出場したことであります。今回で100回大会ということでございまして、特に予選1回戦負けの常連校が甲子園初出場とか、日本一の下克上とかいろいろメディア、報道機関は取り上げていただきましたけども、残念ながら初戦で負けはしましたけど、非常に大舞台でも物おじしない、この中でも行ってもらった方あると思いますけれども、はつらつとした白山高校のプレーというのは、地元の人たちだけではなくて多くの県民の皆さんに勇気と感動を与えたのではないかなというふうに思っています。この場をおかりしまして、地元住民の一人としていろいろ御協力していただいたことに対しまして御礼を申し上げます。

特に、今から質問をします一志病院のほうも御協力をいただいております、県立の隣同士ということもございまして、医師、そして看護師を2人ずつ最終的には派遣をいただいたということで、熱中症対応なども多大な御支援をいただきました。四方院長をはじめスタッフの方々に御礼を申し上げます。

思います。

さて、これまで申し上げているので、この一志病院についてですけども、これも私も十数年前からずっと人間ドックに行っているのですが、何か変化がよくわかるんですけども、県立病院改革以降、地域の皆さん、患者さん、それから病院スタッフの皆さん、誰と話をしても将来を心配する声というのがかつて多かったんですけども、その皆さんの不安を少しずつ大きく安心感に変わりつつあるということで、皆さんの懸命な努力に対して本当、敬意を表したいと思います。

今ではよく使われますけど、東の筑波、西の三重と言われるほど、総合診療医の育成拠点としても名をはせております。県内の医師確保に大きな貢献をしてみえると思っています。

地元の白山・美杉地域だけではございませんけども、ここでは唯一の入院機能を有する医療機関でございますので、津市が取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築においても、中心的な役割を果たす病院となっております。今後、取組に大きく期待をされております。

この一志病院について、知事、昨年6月ですよね、定例会議においても、言葉をちょっと引用させていただきますと、一志病院については、県立病院改革に関する基本方針の中で、民間へ移譲するという方向性が示されているが、求められている病院の役割や機能を前提とすると、安定した経営は厳しい状況にある。こうした状況を踏まえ、基本方針に沿った民間への移譲は困難であると公的関与が必要との考えを示されました。その後、一志病院にさらなる活力が出てきたわけでありまして、その後、白山・美杉地域では一志病院が中心となりまして、保健、医療、福祉の多職種連携の取組が実践されまして、在宅医療を含む地域包括ケアシステムに積極的にかかわってきた実績を踏まえて取組を検証するとともに、この一志病院の運営形態等についても検討しながら、津市、そして県の適切な役割のもとで、住民にとって最適な地域包括ケアシステムを構築することを目的として、津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会が設置をされ、何回か

会議も、私もずっと傍聴させてもらってました。

それで、昨年12月に、その検討会の検討結果を踏まえて、県、市等に求められる役割、取組方向や一志病院の運営形態について、報告書がまとめられ、そしてその中で一志病院の運営形態についても、引き続き検討を行っていくこととされまして、具体的には、津市は次期医療計画の前半の期間、今年度、来年度、再来年度の3年間に、津市全体の在宅医療提供体制や一時救急医療提供体制の構築について検討を行う中で、一志病院の運営形態についても県と協議・検討していくとされているわけでありまして。

今年度、さらに第7次三重県医療計画がスタートしておりまして、依然として不足している医師の確保対策を進めていくことになっておりますけれども、総合診療医の育成拠点として、一志病院への期待はさらに大きくなっているということで、この6月の16、17日に知事も講演いただいたこの学術大会もあったわけでありまして、この大会を通じて一志病院や本県の取組が広く発信されたことは、これからの総合診療医の育成、プライマリ・ケアの進展に大きな効果があると思っております。

また、これまでの取組によって、一志病院は白山・美杉地域の一志病院から三重の一志病院になって、本当に感覚的ですけど、日本の一志病院に近づきつつあるのではないかなどさえも思うこともございます。

鈴木知事におかれては、昨年6月に、これまでの一志病院の取組をしっかりと評価していただき、あのような方針を打ち出していただいたわけですけども、あれから1年以上がたちました、状況も刻一刻と変化をしております。

そこで改めて、これまでの一志病院の取組に対して、知事がどのように評価をしてみえるかをお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） これまでの一志病院の取組に対する評価ということで答弁させていただきたいと思っております。

県では、一志病院を総合診療医育成拠点施設として位置づけ、プライマリ・ケアを担う総合診療医や看護師等の育成に積極的に取り組んでおり、本

県の人口10万人当たりの総合診療医の人数は島根県、沖縄県に次ぐ全国第3位となっています。

また、平成28年度には、プライマリ・ケアに関する教育・研究機関として、三重県プライマリ・ケアセンターを一志病院内に設置し、実践的な教育研修体制の構築や、地域における多職種連携に関する研修会の開催、情報発信等に取り組んでいます。

一志病院は、白山・美杉地域において入院機能を有する唯一の医療機関として地域医療を支えるとともに、訪問診療や訪問看護も行うなど、地域包括ケアシステムの構築においても重要な役割を果たしています。

医療、介護資源が十分でない地域においては、保健、医療、介護に従事する多職種が、気軽に相談し合える連携体制の構築が必要であり、一志病院が取り組んでいる総合診療医を中心とした地域包括ケアシステムのモデル的な取組を県内の医療、介護資源が十分ではない地域において、広く展開できるよう取り組んでいるところです。

一志病院は、総合診療医等のプライマリ・ケアに携わる人材の育成に取り組むなど、県の医療政策を進める上で、重要な役割を担うとともに、白山・美杉地域における地域医療の提供や地域包括ケアシステムの構築に当たり、中心的な役割を果たしており、なくてはならない病院であると認識しています。

特に四方院長がリーダーシップを発揮して職員が一丸となって地域に寄り添い、地域医療の提供を行ってきていただいていることは高く評価をしています。

昨年開催しました津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会の検討結果において、地域住民の健康を守るための地域医療は津市、県全体の医療体制の充実につなげるための総合診療医等の医療人材の育成は県という役割分担について合意したところです。今後もこの合意事項を踏まえ、一志病院は、三重大学と連携しながら、総合診療医等の育成に積極的に取り組むとともに、地域医療の提供や地域包括ケアシステム構築

の中心的な役割を担っていくものと考えています。

〔40番 青木謙順議員登壇〕

○40番（青木謙順） 非常に高い評価も知事自身もしてみえるということで、地域の皆さん、病院スタッフの皆さんも答弁を聞かれて安心されたのではないかなと思っています。

さて、この地元の白山・美杉地域における地域包括ケアシステムの整備とか医療提供については、当然、津市が主体となって構築すべきものでありますけども、やっぱり一志病院自身の積極的な協力が不可欠であると思います。

昨年12月の報告書の中でも、津市の取組報告として、実効性ある地域包括ケアシステムの構築並びに地域医療の充実に向けて、地域包括支援センターの設置やとか、また訪問看護ステーションの設置等の新規の拡充策を検討すると書かれているんですね。

このことについて、今年度から津市と検討していると聞いているんですけども、現在の検討状況はなかなか見えにくくてお伺いしたいと思います。

また、今年の5月ごろでしたかね、テレビ番組で一志病院が取り上げられてました。総合診療医の育成拠点として、人材育成に取り組んでいる様子とか、総合診療医が地域の住民の家に訪問診療に行かれまして、とても感謝されている様子でした。

白山・美杉地域は、診療所等の医療資源が十分ではありません。また、高齢化率が非常に高く、さらに交通手段が限られています。訪問診療、それから訪問看護等、在宅療養支援への取組をはじめ、安定した医療、介護サービスを津市と連携、協力して提供していくことが、ますます重要になると私も思っています。

そこで、白山・美杉地域の医療、介護の充実に向け、一志病院は津市とどのように連携して取り組んでいこうとしているのか、この2点について、病院事業庁長かな、お答えいただきたいと思います。

○病院事業庁長（長谷川耕一） 今、2点御質問いただきました順に答弁させていただきます。

まず、地域包括支援センターや訪問看護ステーションの設置などについての津市との検討状況でございますが、先ほど議員からも御紹介もいただきました昨年度の津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会、これが設置され、その中で住民にとって最適な地域包括ケアシステムを県、津市の適切な役割のもとに構築するため、今後の取組方向について協議、検討を行っております。

その検討会の結果ですけれども、報告書の中で、津市が積極的な関与を進めるために、白山・美杉地域における実効性ある地域包括ケアシステムの構築並びに地域医療の充実に向けて、地域包括支援センターや訪問看護ステーションの設置、病棟看護師等による退院に向けての在宅支援の充実など、津市から提案のございました12の具体的な取組について、県と津市が検討していくことで合意をいたしております。

この12の取組を検討する場といたしまして、事業に関係する県と津市の担当者で構成いたします津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関するワーキンググループを4月に設置したところでございます。

このワーキングにおいて、12取組の中で、津市が早期実施を目指す事業を優先いたしまして、月2回のペースで協議を重ねております。現在、地域包括支援センターや訪問看護ステーションの設置場所、それから退院に向けての在宅支援の事業内容などについて検討を行っているところでございますが、地域包括支援センターや訪問看護ステーションの設置場所や費用が課題となっております。

病院事業庁といたしましては、白山・美杉地域における実効性ある地域包括ケアシステムの構築並びに地域医療の充実に向けて、引き続き、その主体となる津市と、取組の早期実現を図るための検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、白山・美杉地域の医療介護の充実に向けて、一志病院が津市と今後どのように連携して取り組んでいくのかとの御質問についてでございますが、県立一志病院は、診療所等の医療資源が十分でなく、高齢化が進展している

白山・美杉地域において、先ほどもお話がありました、入院機能を持つ唯一の医療機関として、地域のあらゆるニーズに対応できるプライマリ・ケアを実践するとともに、その中で、通院が困難な患者に対しまして、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションなどの在宅療養支援を実施しております。

さらに、美杉・白山・一志保健医療福祉連携会議の開催や顔の見える会の取組への支援など、医療、介護、予防等の多職種の連携も実施しているところであり、白山・美杉地域における地域包括ケアシステムの構築に向けて、積極的にかかわっております。

この地域で、高齢化が今後進んでまいることが予想されますことから、在宅療養支援のニーズは今後も増加すると見込まれます。地域包括ケアシステム構築の主体である津市と、それを支援する一志病院がそれぞれの役割を踏まえつつ、連携して実施していく必要がございます。

このため、白山・美杉地域の医療・介護のさらなる充実に向けて、県と津市の適切な役割分担のもと、一志病院が現在実施している取組や、ワーキングにおいて検討してございます12の取組について、津市と連携しましてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

〔40番 青木謙順議員登壇〕

○40番（青木謙順） 相手がある話なんで十分答弁しにくかったように思うんですけども、やっぱり感じているのは積極的に協力してやっていこうという思いはしましたので、これからも津市と連携して、しっかりと地域住民が安心できるような形で取組を進めていただきたいと思います。

続けて、看護師の確保・定着についてお聞きしたいんですが、皆さんもこれは御承知のとおり、看護師の状況は、平成28年12月末現在の人口10万人当たり看護師数は899.3人で、平成26年の前回調査の817人からは増加しているものの、全国平均の906人と比べるとまだまだ下回っているということですけども、今後も当分の間は看護師不足は続くことが見込まれておりまして、積極的な取組の必要があるということです。

県のほうでは、代表的な取組、三重県ナースセンターの事業だと思えます

けども、その三重県看護協会が看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づいて、県から指定を受けて開設したセンターで、無料職業紹介とか潜在看護職の方が復帰するための研修とか幅広い事業をされています。さらに、平成27年度から四日市サテライトも設置されて、強化されているということでございますけれども、看護師確保が喫緊の課題になっている現在、県と三重県ナースセンターがしっかりと連携して取組を、さらに充実したものにしていく必要があると思っていますけれども、先ほどの一志病院の質問したところで、三重県プライマリ・ケアセンターの話があったと思いますけれども、その看護師の確保の取組につながってくるのではないかと期待します。

そこで、県では、これからの看護師確保及び定着に向けて、どのような取組を展開していく予定なのか、当局の考えを聞かせていただきたいと思います。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 看護師の確保、定着について御答弁を申し上げます。

本県では、人材確保対策、定着促進対策、資質向上対策、そして助産師確保対策の四つの視点から対策を体系的に整理いたしまして、看護職員の確保に向けた取組を進めております。

人材確保対策といたしましては、看護師等修学資金貸付制度などの活用による看護学生の県内就業の促進や、三重県ナースセンターで実施をしております無料職業紹介事業、みえ看護フェスタ等の啓発事業などにも取り組んでおります。

また、看護職員確保拠点事業といたしまして、平成27年12月に三重県ナースセンター四日市サテライトを設置いたしまして、離職者の復帰、復職に向けた相談体制の強化を図りました。

さらには県立看護大学では、県内就業率の向上に取り組んだ結果、県内就業率は平成28年度が42.3%であったものが、29年度は58.9%と大幅に向上したところであり、平成31年度入試におきましては、県内出身者の優先枠を42

名から45名へとさらに増やす予定としております。

定着促進対策といたしましては、院内保育所の設置、運営支援を行いますとともに、平成26年度から三重県医療勤務環境改善支援センターを設置いたしまして、医療機関の勤務環境改善に向けた取組を推進しております。

また、平成27年度には女性が働きやすい医療機関認証制度を全国で初めて創設をし、看護職員をはじめとした女性の医療従事者の勤務環境改善の取組を支援しております。

資質向上対策といたしましては、一志病院に設置をいたしました三重県プライマリ・ケアセンターにおいて、身近にあって何でも相談に乗ってくれる総合的な看護を提供するプライマリ・ケアエキスパートナースの育成に取り組んでおります。

また、看護職のリーダー育成を図るため、英国のロイヤルフリーホスピタルへの海外派遣研修を実施いたしますとともに、認知症認定看護師の資格取得に対する支援を行うなど、専門性を有する看護師の確保にも取り組んでおります。

今後もこれらの取組を進めるとともに、三重県看護職員確保対策検討会におきまして、総合的な取組の方向性の検討や評価を行って、三重県看護協会など関係機関と十分連携を図りながら、三重県の看護職員の確保、定着に取り組んでまいります。

〔40番 青木謙順議員登壇〕

○40番（青木謙順） 特に、三重県プライマリ・ケアセンターは、プライマリ・ケアのメッカでございますので、一志病院に設置されて人材育成等に取り組まれているということでございますので、積極的にこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

また、この夏にも友好団体60ほどお聞きしました中にも、三重県看護連盟とか三重県看護協会から強く、いわゆる県立病院における率先した勤務環境の改善とかナースセンターの運営等についての御意見もございましたので、あわせてお伝えしたいと思います。

時間の都合で次に入らせていただきます。

次は、地域の「自然との共生」を守るということで、まず農地を守っていくための担い手となる農業経営体の確保、育成についてお伺いしたいと思います。

農業従事者の高齢化が顕著となっている水田農業などにおいては、担い手となる農業経営体を確保、育成するためには、意欲の高い農業経営体において農地を集積し、経営規模の拡大を図ることが有効とされています。

平成25年に国が決定した農林水産業・地域の活力創造プランでは、農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減に向け、2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立を目標としてございます。

また、平成26年度に始まった農地中間管理事業については、5年目を迎えておりまして、現在より効果的な事業としていくための見直しに向けた検討が、国で進められております。

農地中間管理事業の推進に当たっては、この三重県においては平成26年に農地中間管理機構として知事が指定された三重県農林水産支援センターを中心に、県とか市町、それからJAなどの関係機関が連携しながら、農地の集積を進めてきており、一部では100ヘクタールを超える大規模な経営を展開する農業法人も育ってきていると伺っています。しかしながら、まだまだ不十分であるという話も両面聞いているわけございます。

(パネルを示す) こちらのパネルをごらんください。農林業センサスの平成22年と27年のデータを経営する農地面積の規模別に集計したグラフでございますけれども、小規模農家が、こちらのこの辺ですね、約4割の面積を現在も占める状況にございます。

(パネルを示す) 2を見てください。次にこちらのパネルですけども、年齢別農業就業人口のグラフなんですけど、農地を守ってこられた、いわゆる団塊の世代以上の方々が高齢化がさらに進むことによって、離農される方が増加している状況が比べると見てとれると思います。このあたりになります。

これらの状況からも、今後、さらに多くの離農が見込まれて、大規模な耕作放棄とか農地の流動化の増加が懸念されておりまして、大規模な農業経営を展開する担い手の育成がまだまだ不十分であることがおわかりいただけると思うんですけども、そこでお伺いしますけども、県としては、農地中間管理事業をはじめとして、担い手への農地集積の取組を進めていますけども、これまでの成果と課題、今後の事業展開の方向性について、お話しいただきたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、農地集積の成果と課題、そして今後の方向性ということにつきまして御答弁を申し上げます。

本県の農業は、農業経営体の平均経営面積が約1.6ヘクタール、販売農家における農業従事者の平均年齢が69.5歳というふうになっておりまして、今後、高齢化や後継者不足などが進んでいきますと、耕作放棄地など管理されない農地の拡大が懸念されております。こうした中、三重県農業を持続的に発展させていくためには、担い手への農地集積を円滑に進めることが重要というふうになっております。

このため、本県では、これまでの市町、JAを通じた農地集積に加えまして、平成26年度から開始されました農地中間管理事業を活用いたしまして、担い手への農地集積を進めているというところでございます。

また、農地集積に向けまして、地域の話し合いを進めるために、平成24年度からは、集落などにおきまして担い手の確保や農地利用に関する課題を解決していくための計画であります人・農地プランという計画の策定を促してまいりました。

この結果、本県の担い手への農地集積率は昨年度末で35.5%、またプランを策定した集落も、県内の農業集落の約2割というふうになっております。今後、農地集積に向け、地域の話し合いをより一層促進していくためには、プラン策定に向けた取組を加速することが必要というふうと考えております。

このため、各農林水産事務所に設置しております県推進チームが中心とな

りまして、三重県農林水産支援センターや市町、またJAなどの関係機関をはじめ、平成30年度に全ての農業委員会に設置されます、農地利用最適化推進委員によります地域の实情に応じた活動とも連携いたしまして、水田地域などに設定いたしました重点推進地区を中心として、取組を進めていきたいというふうに考えております。

この中では、座談会などを通じた農業者への将来の地域農業を考えていくための意識啓発でありますとか、地域のリーダーとなる人材の発掘と育成、また農地集積の現状等を示しました農地利用図の作成などを通じまして、プランの策定を支援し、策定地域の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、集積が進みにくい茶園でありますとか果樹園などにつきましては、老朽化した茶樹、お茶の木ですけれども、この茶樹や果樹を更新する改植事業、この導入を契機として農地中間管理事業の活用が進むよう、産地におきまして、プラン策定に向けた話し合いを促していくということとしております。

今後も引き続き、関係機関や農地利用最適化推進委員と緊密に連携しながら、地域における人・農地プランの策定と土地利用体制の構築に取り組みまして、担い手への農地集積を進めることで、本県農業の持続的な発展につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔40番 青木謙順議員登壇〕

○40番（青木謙順） はい、よくわかりました。

もう少し突っ込んで質問したいと思ったら、ちょっと20分しか残ってないので、地域での話し合いを促しながら、いわゆる円滑な農地集積を図っていく取組、これは評価したいと思います。担い手への農地集積は、地域の合意形成といったいわゆるソフト面と基盤整備などのハード面の事業、両輪がないと進んでいけないと思いますので、今後も関係機関が連携しながら、ソフトとハードの両方の事業が、それぞれ相乗効果を生むような取組をしていただいたらなど、このように思っております。

では、ちょっと林業のほうに移らせていただきます。

次、みえ森と緑の県民税についてお伺いしたいと思います。

県のほうでは、平成26年に、県民の皆さんの安全で安心な暮らしを確保するために、災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくりを早急に進めることを目的にして、みえ森と緑の県民税を導入されました。

近年の災害の発生状況を見ましても、本当に先見の明があったなというふうに、英断だったと思っております。

今朝うちの水谷団長が強くそれは大事やとっておられまして、（パネルを示す）3を見ていただきたいと思いますが、県では、この県民税を活用して、主に災害に強い森林づくりのために、このパネルのような、いわゆる災害緩衝林整備とか、次のパネルですけども、（パネル示す）こちらのパネルのような危険木の除去を実施しています。

これは図がわかりにくいので、いろいろ三重県中探したんですけど、地元美杉のをやっとなら探しました。（パネルを示す）写真で見ていただくと、このような感じになりますし、整備前と整備後、危険木を除去していると、きれいになります。

（パネルを示す）もう1枚あります。よく似たところがございますけども、こういったきれいになっています。

それで、この市町では、市町交付金を活用して人家裏とか通学路沿いの危険木の除去とか、一昨日も東議員の質問でもございましたけど、森林環境教育とか木育などに取り組んできてますけども、この税の導入によって災害に強い森林づくりが、また県民全体で森林を支える社会づくりが本当に進んでいて、一定の成果が出ていると思っております。

一方で、平成26年の税導入以降、これも団体とか市町から私、よく聞くんですけども、税の見直しに関して、もっと市町が使いやすい事業にしなあかんやないかとか、それから森林の面的な整備をもっと進めるべきやないかなど、様々な意見、ずっと聞かせ続けられているんですけども、さきの知事提案説明でも、みえ森と緑の県民税の次期制度のあり方について、みえ森と緑

の県民税評価委員会から、近年の豪雨災害等を踏まえ継続すべきとの答申をいただいたとありました。私としまして、各方面からの御意見を踏まえ、県民の皆様にご理解をいただける形で県民税をぜひ継続して、災害に強い森林づくりを進めていくべきと考えています。

そこで知事にお伺いしたいんですけども、みえ森と緑の県民税について、税導入からこれまでの成果の総括、そして見直しを踏まえた次期制度の方向性についてお聞きしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） みえ森と緑の県民税の導入からこれまでの成果の総括と見直しを踏まえた次期制度の方向性について答弁させていただきます。

みえ森と緑の県民税は、土砂や流木の発生を抑制する災害に強い森林づくりと、県民全体で森林を支える社会づくりという二つの基本方針に沿って、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するため、平成26年度から導入しました。

県では、主に災害に強い森林づくりの取組として、土砂や流木による被害を低減するため、平成30年度までの5年間に、溪流沿いの森林150カ所において災害緩衝林の整備を行うとともに、治山施設等に異常堆積した土砂、流木の撤去などを行ってきました。こうした災害対策に特化した事業を府県の超過課税で展開しているのは、三重県を含め全国でも6府県のみで、事業箇所数についても兵庫県に次いで2番目というふうになっています。

また、市町では、県民税を財源とした全国的に見ても特徴ある市町交付金事業を活用して、地域の実情に応じて創意工夫した様々な森林づくりが進みました。

みえ森と緑の県民税は、みえ森と緑の県民税評価委員会において、事業内容や成果について評価を行っていただいております。これまでの取組については、地域住民の安全・安心を確保するために、人家等の保全対象が近い箇所を優先的に選定し、災害に強い森林づくり事業を実施したことは評価できるといった意見をいただいております。

私としましては、県民税の導入により、災害に強い森林づくり等の取組が本格的に進み出しており、県民の安全・安心の確保に向けて大変重要な制度と考えています。

導入から5年目となる平成30年度が県民税の見直しの時期となっており、昨年度から検討を進めてきた次期制度のあり方については、8月24日に評価委員会から、近年の豪雨災害を踏まえると、災害に強い森林づくりをより一層進める必要がある、県民全体で森林を支える社会の実現に向けて、森林環境教育、木育の取組など、より一層効果的な施策を展開されたいとの答申をいただいたところです。

また、市町との意見交換やパブリックコメントにおいても、一層の取組強化を求める意見を多くいただいております。

私としましては、近年の大型化した台風や頻発する豪雨災害を踏まえると、本県の防災・減災対策を充実・強化することが最優先課題であると考えています。

このため、みえ森と緑の県民税については、県と市町が連携した施策の拡充・強化を図るなど、一部内容を見直した上で、平成31年度以降も継続することとし、災害に強い森林づくり等に、市町をはじめ県民の皆さんとともに、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔40番 青木謙順議員登壇〕

○40番（青木謙順） 私の思いと方向性が一緒ということで、重い決意をいただいたと思っています。

この際、ちょっと聞きたいんですけども、今、国の森林環境税、その前に森林環境譲与税ということもあるわけでありましてけれども、その辺のすみ分け、使途のすみ分けがちょっとわかりにくいということなんで、それについてもあわせて御答弁を賜ればと思います。

○農林水産部長（岡村昌和） 森林環境譲与税、国のほうの譲与税でございますが、こちらのほうと県税であります、みえ森と緑の県民税のすみ分けということでございます。

まず、森林環境譲与税は、平成31年4月に施行される森林経営管理法に基づきまして、主に林業経営に適さない条件不利地の森林等で市町が行います間伐等の森林整備や、それを促進するための人材育成、また木材利用の促進などに充当するものというふうにされております。

一方、みえ森と緑の県民税につきましては、防災、減災の観点から、土砂災害防止機能等を高めるために、流木の発生や土砂の流出を抑制する森林整備などの災害に強い森林づくりに取り組むとともに、森を育む人づくりや森と人をつなぐ学びの場づくりなど、県民全体で森林を支える社会づくりに取り組むために必要な経費に活用するというふうにされているところでございます。

このように、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税は、それぞれの使途と異なりますか、使い道が異なるものであるものというふうに考えております。

県といたしましては、この双方を有効に活用するために、事業例を示しながらすみ分けの考え方を示しましたガイドラインというものをつくりまして、市町とともにそのガイドラインをつくりまして、二つの税をしっかりと活用して、三重の森林づくりを一層推進してまいりたいというふうに考えております。

〔40番 青木謙順議員登壇〕

○40番（青木謙順） よくわかりました。非常に使途をわかりやすく県民に伝えていただくということで、両方の税をうまく活用して自然を守り、森を守り、地域の安全を守るための取組を進めていただきたいと思います。あとは、午後の田中県議に任せたいと思います。

それでは、最後に地域の「日常生活」を守るための、県の道路整備についてお伺いいたします。

県では、厳しい財政事情の中でも、財政負担の少ないメニューの利用や県債の積極的な活用なども取り入れるなど、様々な工夫をしながら道路整備を進めていただいております。

新名神高速道路、それから東海環状自動車道など県内の高速道路網は着実

に充実してきていますし、中勢バイパス、北勢バイパスといった県の都市部における道路網の整備も着実に進んでいます。

このような主要幹線道路網の整備を着実に推進していただいている一方で、地域に密着した生活道路における維持管理とか道路改良など大変重要であると思っています。

本日は、この2点をお伺いしたいと思います。一つは道路の維持管理、中でも交差点周辺の道路標示についてでございますけれども、交差点周辺には、横断歩道、センターライン、車線標示、停止線などの道路標示が多数集中しており、これらの標示が消えかかっていたりすると、事故の発生原因となっています。

特に、一部の標示だけが引き直される場合が数多くあり、これにより引き直しをしていない部分が余計に見えにくくなって、危険度が増すという問題がございます。

この問題は、それぞれの標示の管理者が異なる事から発生するものであり、例えば市道と県道が交わる交差点を例にとりますと、横断歩道や停止線などの規制に関する標示は公安委員会が所管しており、その他の標示は、県道であれば県、市道であれば市が、道路管理者が所管していることから、管理者が3者おることになりまして、私は3年前の9月の一般質問で、この問題について質問も取り上げさせてもらって、現状では県と公安委員会と市の調整が不十分であるので、3者で協議して効率的、効果的に進めていただくように要望もしたんですけども、その後、3年が経過して、この関係機関の御努力が少しずつ見え始めているところがあるんですけども、いまだ不十分じゃないかと言われるところもあったりして、一部のみが引き直されている例もありまして、そこで伺いたいんですけども、県において、これまでどのような調整をしていただいて、どれくらいの実績があったのか、また、この取組を広げていくことが必要であると私は思っているんですけども、県としてはどのようにお考えを持ってみえるのか、教えてください。

次に、県内の道路整備事情についてですが、本年度は、そういった新名神、

東海云々のいろんな手厚い配分が行われているようにも見受けられます。

その相乗効果を図るためにも、開通するこれら路線と直結する、例えば四日市湯の山道路などの地域高規格道路等についても、集中的に整備を推進されとると。

一方で、地元の自治会からいろいろ出ている市町を通じて要望するような、地域の生活に密着する道路の拡幅とか歩道設置等については、対応が後回しになっているのではないかと懸念しています。

高規格幹線道路とか地域高規格道路等の整備は当然重要であります。地域に密着した生活道路の整備も地域の安全・安心な生活を守るためにも、切実かつ重要です。

これらの道路は平常時の生活道路である一方で、それぞれの地域においては、例えば災害発生時の避難路と緊急車両が通行するための道路にもなりますし、主要な幹線道路が被災した際の代替道路になることもあります。

また、常時、課題となっている都市部道路の渋滞についても、これらの道路が整備されることによって、交通の分散化も図られるということで、私の地元、津市を見ましても海岸側の東部では国道23号や中勢バイパスとかが整備されつつありまして、しかし山間部、西部のほうでは、南北を結ぶ県道が幅員狭小とか歩道の未設置等により、安全かつ利便性の高い道路になっていない状況ということが見受けられます。

財政状況が厳しいので大変であることは承知をしていますけども、県は、それぞれの地域から熱心に要望される地域に密着した生活道路の整備、改良について、どのように進めていく予定なのか、以上2点についてお伺いしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 交差点における道路標示の更新と県内の道路整備についてお答えをいたします。

県管理道路におきまして、今年度は約300キロメートルの区画線の引き直しを実施する予定としております。

交差点部におきましては、区画線等を管理する道路管理者と、横断歩道や停止線等の交通規制に関する道路標示を管理する県警察において、施工箇所と施工時期の調整を行った結果、昨年度、県管理道路では16カ所で連携して修繕を実施することができました。

今年度は、国、市町の道路管理者と県警察との調整、連携について、さらなる推進を図ってまいります。

具体的には、国、県、市町の道路管理者及び地域の警察署において、区画線や路面標示の修繕実施箇所の情報共有を目的とした合同会議を全ての地域機関で開催するなどにより、連携が可能な箇所の調整を図ることとしております。

各地域機関におきまして、このような調整を進めており、現在のところ、今年度は県管理道路では20カ所で連携して修繕が実施できる見込みとなっております。

今後も国、市町及び県警察と、より一層の調整、連携を図り、区画線の引き直しを含む交通安全施設への対策を進めてまいります。

県内の道路整備についてでございますが、平成23年6月に策定しました道路整備方針に基づいて実施をしておりますところでございます。この道路整備方針では、直轄国道等の整備の促進と県管理道路の整備の推進を掲げており、地域の課題やニーズに的確に対応する県管理道路の整備推進に取り組むこととしております。

津市西部において南北を結ぶ路線としましては、国道368号や県道では二本木御衣田線や亀山白山線があります。これらを含む県管理道路の整備につきましては、津市の意見等も伺いながら進めていきたいと考えております。

〔40番 青木謙順議員登壇〕

○40番（青木謙順） 1点目については関係機関の調整ということで、必要になってくると。県警もお見えでございますけども、一足飛びには進みにくいかもわかりませんが、引き続き調整を図っていただくよう、お願いしたいと思います。

2点目の生活道路ですけれども、何かお気遣いいただいて、うちの地元のことも言うてくれてもらってますけれども、この路線、地元自治会からの整備要望が出されているところでもございまして、継続の事業でもあるのに、なかなか今年度予算に乗らないとか、そういうことも起こってまして、今後の進捗を危惧する地元住民の声もございます。

地域の課題やニーズにきちっと的確に対応する道路の整備推進に取り組むという答弁をいただいたんですけども、しっかり進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。そういうことでよろしいですね。

ありがとうございます。具体的に言われたんで、そうやって言うしかないんですけど、ありますか。

○**県土整備部長（渡辺克己）** 二本木御衣田線と亀山白山線につきまして御説明させていただきます。

津市白山町二本木地内の県道二本木御衣田線につきましては、平成23年度に約1.4キロメートルの幅員狭小区間の整備に着手し、これまで公共用地先行取得制度も活用しながら約9割の用地を確保しております。

来年度も用地の取得を進めていく予定としております。

亀山白山線につきましては、津市榊原町地内の道路でございますが、当路線につきましては、平成17年度に約1.8キロメートルの幅員狭小区間の整備に着手し、これまでに第1工区、第2工区と約1.1キロメートルの整備が完了しております。残る約700メートルにつきまして、平成26年度から第3工区として事業着手し、昨年度までに道路詳細設計を完了したところでございます。

今年度は地元の意向を踏まえ、谷杣川左岸側の用地測量を実施することとしておりまして、来年度は橋梁にかかる調査と設計を進める予定としております。

以上です。

〔40番 青木謙順議員登壇〕

○**40番（青木謙順）** ありがとうございます。

今回は南北を結ぶ道路ということで比較して言うたんですけども、例えば東西の部分の放つといたらいいかというと、そういうことはなくて、一志美杉線とか重要な生活道路もございますし、また久居美杉線においては、つい先日ですけども、御承知のとおり、道路のり面の崩落により、当該箇所は全面通行どめになっています。名松線と並行して走っている道路なんですけども、こちらについても、まさしく今回の質問で、私がテーマとした地域の日常生活を守る道路でありますので、早期復旧にぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

いずれにしても、このような災害復旧をはじめ、道路幅員の拡幅や待避所の整備、さらには側溝整備や道路照明の設置等の要望は、地域にとっては切実なものばかりでございますので、地域の課題やニーズを踏まえつつ、少しでも地域の期待に応えられますよう、予算を確保していただくことを要望いたしまして、時間が迫ってまいりましたので、今日は大変中身のある答弁もたくさんいただきまして御礼を申し上げながら、一般質問を終結させていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（前田剛志） 暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

---

午後1時2分開議

## 開 議

○副議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。12番 小島智子

議員。

〔12番 小島智子議員登壇・拍手〕

○12番（小島智子） 皆さん、こんにちは。桑名市・桑名郡選出、新政みえの小島智子です。午後の1番ですけれども、よろしくお願いたします。2期目最終の一般質問となろうかと思ひます。

2012年度に起きた2件の児童虐待死亡案件を受けて、児童虐待防止について2013年に1度質問を行わせていただきました。当時の子ども・家庭局長から、子ども虐待対策監の設置、法的対応室の設置、アセスメントツールの研究開発、子ども虐待対策監、児童相談センター・児童相談所間の情報システムの導入、市町の人材育成に資するプロジェクトチームの新設等を御答弁いただいているところです。以降、着実に課題の解決に向けて取り組んでいただいておりますことに、感謝を申し上げたいと思ひます。

皆さんのお手元にありますこのフリップを出させていただきますが、ごらんいただきたいと思ひます。（パネルを示す）

御存じの方、多いと思ひますけれども、児童虐待相談対応件数を見ますと、平成29年度、全国速報値ですが、13万3778件、三重県では1670件というふうになっております。右肩上がりということでございますけれども、通報が義務化されたこととか、それから全国の児童相談所共通ダイヤルですね、189番、いち早く、この導入によって通報のハードルが下がったということも増えている一因ではないかというふうに言われているところであります。

さて、今年の3月ですけれども、覚えていらっしゃる方も多いと思ひます。東京都目黒区のアパートで、5歳の女の子、船戸結愛ちゃんですけれども、この子が義理の父親から暴力を受け亡くなったということがありました。香川県から東京に転入してわずか1カ月余りの出来事だった。パパにやられた、ママもいた。船戸結愛ちゃんは香川県の児童相談所、病院で両親の虐待を訴えていました。2度の一時保護をされましたけれども、今年の1月、香川県は東京への転居を理由に指導措置を解除、そして情報を引き継いだ品川児童相談所が2月に家庭訪問をし、母親には会えたそうですが、結愛ちゃんには

会えず、結愛ちゃんの訴えというのは外に伝わらなくなりました。

その結果、パパ、ママ、もうお願い許して、というふうにノートに書きつづけていながら彼女は助けられることがなかった。わずか5歳の女の子が覚えてたの平仮名で書いたノートは、多くの人の心に衝撃を与えました。生まれ育つ環境の大切さを痛感するとともに、子育てに支援が必要な家庭への介入をどうするのかということ、本当に難しいなというふうに改めて考えさせられたところです。

きっと同じ年ごろのお子さんを持つ知事もこの件で様々な思いを持たれたことと思っています。改めて、児童虐待防止にかける知事の思いをお聞かせいただきたいと思いますので、まずよろしくお願いを申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 児童虐待防止についての思いということですが、せっかくですので、これまでの取組も含めて答弁させていただきたいと思います。

先ほど御紹介もありましたけれども、全国の児童相談所に寄せられる児童虐待相談件数は、速報値で13万3778件と過去最多を更新し、本県でも平成23年度の930件から平成29年度には1670件と約1.8倍に達しています。

このような状況の中、先ほど御紹介いただきましたとおり、本年3月に東京都目黒区で発生した女児虐待死亡事件を受けて、国においても児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が設置され、本年7月20日には児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策が発表されました。

平成25年3月に御質問を受けた答弁では、24年に発生した、県内での2件の痛ましい児童虐待による死亡事件を受け、二度とこのような事案を発生させてはならないとの決意のもと、児童相談体制の強化、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいくこととお話ししました。

児童相談体制の強化については、児童虐待死亡事件の検証結果を踏まえ、翌平成25年度には、児童相談センターの組織見直しと児童相談所の強化を目的とした大幅な職員の増員を行いました。その後も毎年体制の強化を図っており、来年4月には、現在の北勢児童相談所の鈴鹿、亀山地域担当を独立さ

せ、県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置する準備を進めています。

児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応については、平成25年度に全国に先駆け、北米のアセスメントモデルを参考に、三重県版リスクアセスメントを開発し、26年度から児童の安全を最優先とした一時保護を実施しています。

また、このアセスメントを活用し、相談で得たデータを蓄積、分析した上で、現場の相談にフィードバックする、全国で唯一のシステムを構築し、相談対応力の向上につなげています。

今後は、研究機関と連携して、リスクアセスメントへのAI技術導入に向けた可能性を検証し、児童相談対応のより一層の充実に取り組んでいきたいと考えています。

さらに、関係機関との連携についても、県内の主要な医療機関と連携して、日本子ども虐待医学会から講師を招いた研修会を開催し、平成27年度から29年度までの3年間で、延べ1280名もの県内医療関係者等が受講しました。本年度はさらにレベルアップした研修会の開催を予定しています。

また、警察との連携においても、警察からの児童虐待に関する問合せに対して、24時間体制で対応するなど、職員が一丸となって現状でできることは全てやる体制で臨んできたところです。

加えて、本年8月7日には、市長会、町村会、警察本部との間で、児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定を締結し、県内市町に課置されている要保護児童対策地域協議会の実務者会議に、児童相談所と警察が参加して情報共有の促進を図ることを定めるなど、地域の相談体制の強化も進めています。

このような取組を進めた結果、本県の児童相談体制は、国が緊急総合対策で地方に求めている対策全てに対応したものとなっています。

次世代を担う、全ての子ども一人ひとりに大切な大切な命があります。大人の側にどんな事情があったとしても、その命や子どもの未来、可能性が奪われるということは決してあってはならないことです。虐待を受けた子ども

の多くが乳幼児です。乳幼児は自分で救いを求める言葉を発することができません。だから、大人たちがしっかり守ってあげないといけない。

先月30日、安倍内閣総理大臣が本県の児童相談センターを視察された際、本県の児童虐待対策を高く評価いただくとともに、子どもたちの命を守るのには私たち大人の責任であり、その責任を皆さんとともに果たしていきたいと述べられました。

児童虐待対応に、これで万全というゴールはありません。平成24年に失われた尊い、幼い二人の命のことを胸に刻み、これからも児童虐待対応のより一層の充実、強化をはじめ、子どもの最善の利益を守るための取組を推進してまいります。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） 大変丁寧な御答弁、ありがとうございます。もうありとあらゆる機関を駆使してということで、本当にお進めをさせていただいているというふうに思っています。

ただ、全国の状況を見ますと、重篤事案の発生も含め、亡くなっている子どもの命というのはゼロにはなっていません。（パネルを示す）相変わらず毎年、虐待というふうに確定されただけでも、これだけの子どもたちの命が失われているということを互いに共有をしておきたいというふうに思っています。

東京都は2016年10月から、虐待で一時保護されていた子どもを家庭に戻す際、これは三重県はやっていますけれども、警視庁に家庭の情報を提供するシステムを採用しています。けれども、この目黒の件では、その児童相談所と警視庁のこの情報の共有が行われていなかったというふうに言われているところです。

そこで、この事件を契機に、警察と各地の児童相談所が全ての児童相談対応案件に対して共有すべきではないかという動きが大きくなってきているのは、御存じのとおりです。三重県にもそのようなアプローチがあったということもお聞きをしているわけですが、そこでお伺いをいたします。

三重県として児童相談所と警察の間で全件、全ての案件について共有するという点について、いかがお考えでしょうか。よろしくお願いたします。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） 児童相談所と警察との情報の共有についてお答え申し上げます。

県では平成29年3月に、より一層の連携を推進するために、子ども・家庭局、児童相談センター、警察本部少年課の3者による児童虐待に係る情報共有に関する申し合を締結しました。この申し合わせに基づき一時保護を解除したケースなど、おおむね1月当たり30件程度の情報を児童相談センターから警察へ提供しています。警察からも新たに把握した児童に関する情報を速やかに提供いただくなど、積極的に情報共有を実施しています。

また、県内各地域においても、各児童相談所と警察署が頻繁に情報の交換を行い、いわゆる顔の見える関係を構築して対応しているところでございます。

これに加えて、児童相談センターと警察本部少年課をオンラインで結び、児童相談センターが把握している児童虐待に関する情報のうち、共有が必要と思われるものについては、少年課でもリアルタイムにデータ閲覧ができるよう、今年度内に整備し、情報共有体制の強化を図っていきたくと考えております。

また、今年8月7日に市長会、町村会、警察本部との間で、児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定を締結しました。これは、児童虐待対応の基本は児童に身近な地域での対策の強化であることを踏まえ、県内市町の要保護児童対策地域協議会の実務者会議に児童相談所及び警察が参加し、児童虐待事案に関する積極的な情報共有及び意見交換に努め、児童の支援体制の構築を図っていかうとするものでございます。

オンライン等による情報共有と並行して、こういった要保護児童対策地域協議会などを活用した取組も推進し、警察を含めた関係機関との連携を深め、タイムリーに情報を共有することで、子どもたちへの迅速かつ的確な支援に

つなげていきたいと考えております。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） 必要と思われる案件については、そのオンラインで共有ができるように、その制度設計を今年度中にしっかりと構築いただくということだと思います。

その必要と思われるというところの判断を、今まで三重県は蓄積していただいたところがありますから、その判断は間違えることはないという認識のもとに、私はそういうふうに進めていただいたらというふうに思うところですけれども、警察と児童相談所というのはそれぞれ持っている力が違います。ですので、それぞれの力を発揮していただいて、一つの部署では難しいところも力を合わせていただきたいと思います。警察本部長にお伺いをいたします。

現在、既に取り組んでいただいていることもあろうかと思えますし、今後新たにお取り組みをいただくこともあるかもわかりません。その辺について本部長よりお聞かせをいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○警察本部長（難波健太） 先ほどの田中部長の答弁と一部重複いたしますが、警察としての児童相談所との連携等につきまして答弁を申し上げます。

警察といたしましても、この虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護というためには、関係機関それぞれの専門性がございます。それぞれそういった専門性を発揮しつつ、連携して対処するというのが重要だと考えております。

これまでの警察の連携といたしましては、それは個々の事案に応じて、児童相談所の職員等々と連携をして、虐待を受けた児童の家庭などを訪問いたしまして、児童の一時保護や臨検、捜索などの現場対応を行っております。

こうした現場対応を円滑に行うため、平成25年度からは現職警察官1名を児童相談センターへ出向させまして、警察官としての知識、経験に基づく支援や助言や、あるいは警察と児童相談所間との連絡、調整というのを行っているところであります。

また、虐待を受けた児童の特性への理解を深めるということで、児童相談センターが主催する研修会へ警察の署員を参加させておりますほか、警察署員、児童相談所員が連携して、児童虐待事案に適切に対応できるようにロープレイング方式による現場対応訓練等も行っております。

また、これまで他県等で発生しました児童虐待事案を勘案して、随時、県や児童相談センターと県警の3者間で申し合わせを締結しております。

先ほども紹介ありましたけれども、昨年3月に締結した申し合わせにおきましては、児童相談所が保有する児童虐待に関する情報を警察へ提供していただくこと、また児童虐待が疑われる事案を警察が取り扱った場合に児童相談所に対して過去の取り扱い情報の照会などを行うことができる、そういった内容になっておりまして、児童虐待またはそのおそれがある事案の適切な対応に向けて、県などとの情報共有の強化を図っているところであります。

本年の8月には、県、県の市長会、県の町村会と県警察の4者によりまして、また新たな協定を締結いたしました。これによりまして、各警察署が全市町の要保護児童対策地域協議会代表者会議に加えまして、実務者レベルで構成されている同協議会の実務者会議へも参画できるように、その枠組みを構築したところであります。

今後は、これら協議会へ警察署員が出席をいたしまして、児童相談所等をはじめとした関係機関とより一層連携を図りながら、深刻な児童虐待事案の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） 本部長、ありがとうございます。それぞれの力を生かしながらやっていたいこと、よくわかりました。

24時間オンラインで児童相談所と警察の方がやりとりをさせていただいているということもお聞きをしています。漏れないようにしていただきたいと思えますし、現在、半数程度ですけれども、先ほどおっしゃっていただいたように、要保護児童対策地域協議会、実務者会議に全市町で入っていただく

ということになるわけです。仕組みはつくってもやっぱりそこに誰が行くかということ、どんな思いやモチベーションを持ってそこに行っていたかということが大変重要だというふうに思っています。

その意味からもどうか適切な人的配置をいただくとともに、しっかりと研修を進め、理解をお互いに深めていただきますように、お願いをさせていただきます。

さて、昨年8月29日の出来事です。四日市市のアパートの駐車場で6歳のブラジル国籍のナガトシ・ビアンカ・アユミさんという女の子ですけれども、この子の遺体が見つかりました。母親の内縁の夫で、同居していたペルー国籍の容疑者が逮捕、起訴されております。

このアユミさんは鈴鹿市の小学校に入学したけれども、ある日、四日市市に引っ越して、ブラジル人学校に入学するんだということだったそうだけれども、結局、そこには入学はされませんでした。

一つ上のお姉さんがいますが、彼女は、いわゆる義理の父親というか、内縁のその方との折り合いが悪く、一時的に児童相談所に保護されていたというふうに聞いています。7月に母親が出産のために入院、このアユミさんは母の内縁の夫と二人で暮らすということになって、亡くなったという事件だった、そのように理解をしています。

この事件は現在調査中であるというふうにも聞いているところです。

さて、そこで最近、外国籍の子どもたちの虐待が増えているのではというふうにお聞きをしていますけれども、実態はどのようになっているのでしょうか。

また、虐待について通報があり、それに従って家庭訪問をしたり、聞き取り調査をしたりする際に、きちんと通訳のできる人材の確保が必要であるというふうに考えます。単に言葉のみ通訳をすればいいということではありません。児童相談所がどういうところで、どういう仕組みを有しているかということや、あるいは日本の学校のシステムなどについても理解をしていることが必要であると考えます。

通訳の配置について、その必要性等についてお考えをお聞かせください。  
お願いいたします。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） 外国人家庭におけます児童虐待が増加する中、通訳者などの対応について御答弁申し上げます。

外国人住民国籍・地域別人口調査の結果によりますと、平成29年12月末現在の三重県の外国人住民数は前年より9.7%増の4万7665人で、県内総人口に占める割合は2.6%となっており、平成26年から4年連続で増加しています。

出身国籍の数は合計で107カ国、多い順に、ブラジル、中国、フィリピン、韓国、ベトナムとなっており、市町別では、四日市市、鈴鹿市、津市、伊賀市、松阪市の順となっております。

児童虐待通告におけます外国人家庭の正確な数は把握しておりませんが、管内の市町に県内外国人の半数以上が居住する北勢児童相談所の過去の相談実績から、外国につながると思われる児童の名前を抽出したところ、その通告の割合は、平成25年度が通告全体の約4%であったのに対し、平成29年度は8%弱と、これも平成26年度から4年連続で増加しています。このことは、外国人住民そのものの増加に加え、地域や教育機関等の意識の高まりを受けて課題が顕在化し、外国人家庭の児童虐待通告も増加しているためと考えられます。

児童虐待を含む外国人家庭の児童相談に対しては、児童相談所と市町が密接に連携して対応する中で、通訳ができる市町職員等の協力を得て対応するケースが多くなっています。

また、児童相談所においては、必要に応じて国際交流財団やNPOに通訳者の派遣を依頼して対応している状況です。

外国人労働者の受け入れ緩和等により、今後、外国人家庭が増加し、それに伴い外国人家庭の児童相談も増加することが考えられます。また、県内には100を超える国の方が在住していることから、様々な言語についても対応

が必要です。

今後も引き続き、国際交流財団やNPOのほか、緊急対応や、より多くの言語に対応が可能な電話通訳会社なども活用するとともに、市町と連携しながら、外国人家庭の児童相談についてもしっかりと対応していきたいと考えております。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

**○12番（小島智子）** 様々な取組を既にしていただいているというお答えも中には含まれていたというふうに思います。

先ほどお話ししたアユミさんの事件では、外国籍の子どもたちには就学義務がありませんので、学校を通じて虐待の兆候を把握しにくいという側面があります。日本社会の中で孤立して、うまく家庭生活が行われないことがそのまま子どもに暴力などの形であらわれてしまう。子どもたちは学校や地域にその時点でつながっていなければ、どこにもSOSを訴えることすらできないということです。

また、その外国人児童については、ともに日本という国で安心して暮らしていける、そういう関係をつくっていく、地域や学校などで文化や言語をしっかりと身につける、そのベースなしには虐待防止というのは本来的にはなし得ないのではないかというふうに思います。多文化共生社会づくりという視点も外国人児童に対する虐待については欠かせないのでは、というふうに思うところです。

市町の職員との連携にも言及をいただきました。なかなかプロとしてやるというのは難しいかもしれませんし、その方を県で雇うというのも難しいのかもしれませんが、これから先の変化を見越してどういう制度設計をすべきかということをお考えいただきたいと思います。

先日、菅官房長官は講演の中で、新たな在留資格の創設を盛り込んだ法案をこの秋の臨時国会にも提出するという考えを明らかにされました。来年4月からのこの制度のスタートを見越しているということも言及をされていま

す。職種は確定はしていないんですけども、労働力としてこの日本の国の中で不足している分野ということもお聞きをしますし、最長5年というようなこと、あるいはその間の家族の帯同は認めないというようなことが今、原則としてあるのではというふうに思いますけれども、これから先、この日本の国に入ってくる外国籍の方が増えることは、これは自明の理でありまして、その方たちが5年たった後、じゃ、例えば結婚をし、子どもが生まれることが日本にそのままいけばあるのかもしれませんが、国から呼び寄せるといふことがあるのかもしれませんが。国についても企業の責務、教育の充実、家庭への支援などぜひ県としても求めていただきたいというふうに思いますし、これからの県の取組とあわせて強く要望をさせていただきたいと思いません。

昨年は実はもう一つ、これ、お話をしていますけれども、虐待死亡案件に当たるかどうかはまたちょっと別の問題ですけれども、痛ましい事件がありました。四日市の自宅で出産直後の乳児の遺体が遺棄されたという事件です。母親は19歳、家族の誰にも伝えることなく自宅で出産するに至りました。出産を経験している者としては、どれほど彼女が孤独で怖くて大変だったろうというふうに思いますけれども、産婦人科に診察を受けに行っただとしても、そこに不自然な点がなければ、ハイリスクな妊婦として認識されることはありません。

また、何か疑問に思うことがあったとしても、医療機関からその方が在住している自治体への通報は義務にはなっていないくて、努力義務だというふうに思います。

連携をいただいているというふうに、先ほど知事がおっしゃったかなと思いますけれども、病院との連携というのはどのような仕組みになっているのでしょうか。また現状に関して課題があれば、そのあたりについてもお聞かせをいただきたいと思いません。お願いします。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） それでは、望まない妊娠をした妊婦が必要

な支援を受けられるよう、関係機関との連携についてお答えを申し上げます。

産科医療機関では、妊娠が判明したときは、体調管理の指導とともに、妊娠届を住所地の市町へ提出し、母子健康手帳の交付を受けるように指導しています。

また、問診や診察等の際に、年齢や婚姻状況、妊娠を望んでいたかなどを聞き取り、その結果、問題を抱えているなど支援が必要であると判断した特定妊婦については、医療機関から市町保健師へ連絡をしています。加えて、虐待のリスクがある場合には児童相談所へも速やかに連絡し、次の支援へとつなげているところでございます。

しかしながら、毎年県内において一定数の飛び込み出産があり、昨年度には、どこにも相談できず子どもを遺棄した痛ましい事件も議員御紹介のとおり発覚しておるところでございます。

また、国の子ども虐待による第14次報告の死亡事例の検証、これは平成28年度の検証でございますが、この検証においても実母の抱える問題として、予期しない妊娠や妊婦健診の未受診が多いことがわかっております。

このような実情を踏まえ、県では、医療機関に行く前の段階で悩んでいる方への支援を目的に、電話相談窓口として、妊娠SOS妊娠レスキューダイヤルを平成24年度に開設しました。相談には助産師、看護師の医療専門職が対応し、匿名の相談も受け付けているところです。

相談件数は年々増加し、平成29年度は91件の相談がありました。匿名の場合は限界もございますが、相談内容に応じて医療機関や市町保健師、児童相談所などとも連携し、必要な支援につなげています。

とはいえ、相談窓口があることを多くの方に知ってもらうことが重要でありますので、県内の全ての高校に相談窓口を周知するカードとポスターを配布するとともに、児童養護施設、コンビニ、医療機関等にもカード約7万7000枚を配置しています。また、県内で利用率が最も高い近鉄四日市駅の携帯時刻表にも相談窓口を掲載するなど周知に努めているところでございます。

一方で、特定妊婦の支援に当たっては、医療や福祉、学校など、様々な関

係機関との調整が必要であることから、医療、教育、福祉、司法、児童相談所関係者等で構成する検討会を設置し、より効果的な支援策を検討するとともに、医療従事者や養護教諭等を対象に、スキルアップのための研修も実施しているところでございます。

今後とも、電話以外の手法も含めてより相談しやすい方法を検討するとともに、関係機関との連携を一層密にすることで、相談者の早期の支援につなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ありがとうございます。

妊娠レスキューダイヤルにも言及していただきましたけれども、そこを訪れているんなお話を聞いていると、本当にひっきりなしにいろんな電話がかかってきているので、よく実情は把握しているつもりです。そこにつながっていればなというふうに思わせていただきますけれども、つながりさえしたら一緒にどうしたらいいかということを考えて、よりベターな結果を導き出せたはずだというふうに思います。

逆に言うと、どこかにつながらなければ、ゼロ歳ゼロカ月ゼロ日の命というのは守りきることができないのではないというふうにも思うところであります。

今、カードのことを言及していただきました。そして、午前中は中瀬古議員がいじめのところでLINEのお話をされました。これはやっぱり子どもたちのいじめにはLINE、そしてこれ、カードとあるんですけども、子どもたちは何年かすれば大きくなって大人になっていくわけですね。権利の主体者として性に関する自己決定を含め、どの課題についてもSOSを出してよいということ、それからSOSをここに出せばいいのだということが本来は1カ所で、それが学校時代からずっと積み上げていくことで大人になっても何でも相談できるという認識につながっていくのではないかというふうに思います。どうしても行政って縦割りですから、これは教育、これは

福祉というふうになりがちですけれども、そのことこそ、しっかりやるべきではないかというふうに思わせていただいています。

4月から、知事が触れていただきましたけれども、新たに児童相談所が開設されることになります。現在、国から下りてきているというか、児童相談所強化プラン、これ、平成31年度までにこんなふうにしなさいよということになっていますけれども、児童福祉司、児童心理司、保健師などの増員が求められているところです。なかなか人材の確保というのは難しいんじゃないかなと想像いたしますけれども、それでもしっかりと配置をいただきたいと思います。

そして、この件の最後に、虐待防止というと児童相談所と皆さん思われるかもしれませんが、でも、それだけでは防げないと思います。親の支援、とりわけ母親たちへのアプローチというのが不可欠です。これ、市町の事業になりますけれども、子育て世代包括支援センターの設置、これを2020年までに広げようという方向性があるわけですが、まだまだないところもありまして、私が住んでいるところにもありませんので、そのあたり、市町への支援等も働きかけも含めてぜひお願いをしておきたいと思います。

不適切な養育下、マルトリートメント、あるいはマルケアというふうに言われていますけれども、その養育下で育っている子どもたちがこの三重県にいるということをやっぱり共通して認識をし、そして児童虐待を防止していきたいと、その強い思いを申し上げて、次の項に移りたいと思います。

人間はかけられた言葉で心がつくられるというふうに言いますが、人間の体が何でつくられているかということについてです。食べ物です。次の質問はその食べ物、特に米、麦、大豆の種子について、全く趣旨は変わりますけれども、そのことについてやりとりをさせていただきたいと思います。

今年4月です。主要農作物種子法という法律が国において廃止されました。種子、遺伝資源が農業の生命線、食の根幹をなすことは誰しもが賛同するところだと思います。

廃止に伴って、調査もさせていただきましたし、いろいろ勉強もさせてい

いただきました。全然農業にかかわってきた人間ではないですので、一体どんなことなんやろなというふうに疑問に思うこともありまして、基本的な内容についてやりとりをさせていただきたいと思います。

まず、種子法とはどんな法律であったかということです。主要農作物種子法、短く種子法と言われますけれども、1952年に制定された8条からなる法律です。その目的は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について圃場審査、圃場というのは種子が育てられる、いわゆる田畑のことですけれども、その審査とその他の措置を行うことというふうになっています。

この法は、1986年に実は改正が行われていまして、民間事業者による優良な品種の開発にインセンティブを与え、広く官民が優良種子の生産、普及に関与することを促進し、農業生産の発展に資すること、これを目的としておりまして、それまで公的機関が独占的に担ってきた主要農作物種子法事業に民間参入を認めた改正であるというふうに理解をしています。

では、ここでその種子の生産というのがどんなふうに行われているかということについて、簡単に触れておきたいと思います。（パネルを示す）原原種、原種、種子、何やこれというふうに思いましたけれども、原原種というのは品種の特性を維持した基本となる種子のこと、原原種専用の圃場で栽培をされています。原原種は種子生産の大もとになるため、ほかの品種がまざらないようにしなければいけません。遺伝的な純度を高く維持する必要があります。

次に、それを使って原種の生産が行われています。増やすということになりますが、米については三重県、米麦協会、JAが契約し、伊賀市で生産をされています。原種は、他の品種がまざらないように純度を上げるほか、次の種子生産に必要な量の確保が必要です。

そして種子の生産です。原種を使い、県が指定した採種組合農家圃場で、JAや米麦協会、生産者が契約し、一般農家に供給する優良種子を生産しています。種子生産圃場では、他の品種がまじらないよう、他の株と様子が異

なる株を抜くですとか、そういう作業などが行われます。収穫後は、審査を受けることとなります。

県が定める基準、例えば規格にあった種子か、きちんと発芽するかなどが確認され、審査に合格した種子には審査証明書というものがつけられ、一般農家に供給をされるという仕組みになっています。一般農家はその種子を使用し栽培をする。できたお米が私たちのもとに届く、そういう仕組みになっています。

農作物によってそれぞれの圃場が指定され、最終的に一般農家に渡るまで優良な種子の生産普及を行っています。

この制度を定めた法律が廃止されたということです。

そこで、まずお聞きをします。主要農作物種子法制定から約66年、この法はどのような役割を果たし、どのようなものであったと県として捉えているかということです。よろしく願いをいたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

**○農林水産部長（岡村昌和）** 主要農作物種子法の果たしてきた役割と意義ということについて御答弁申し上げたいと思います。

主要農作物種子法は、戦後の食糧増産という国家的要請を背景にいたしまして、当時の国民の食生活で重要でありました稲、麦、大豆、この種子については国と都道府県が主導して生産、普及を進める必要があるという観点から、昭和27年に制定されたものでございます。

これに基づきまして、都道府県が中心となって優良種子の確保が図られてきておりまして、我が国の水田農業の発展に大きく貢献するとともに、食糧の安全で安定的な供給に寄与してきたというふうに考えております。

都道府県につきましては、この種子法に基づきまして、奨励品種を決定するための試験の実施でありますとか、また種子生産のもととなる原種及び原原種の生産、種子生産圃場の指定、また種子の審査などに取り組んできたところでございます。

これらの県の具体的な取組といたしましては、県内 J A 等関係機関で構成

されます三重県米麦協会や種子生産者等と連携もしながら、国や都道府県が育成した多くの品種等の特性について、農業研究所が核となりまして調査し、本県に適応した優良な品種として、これまで約70の奨励品種を選定するとともに、稲の主力品種でありますコシヒカリ、また製粉事業者から需要の高い麦品種であります、あやひかり、これらをはじめとする原種、原原種の生産と保存を農業研究所で行ってまいりました。

また、種子生産圃場の指定につきましては、直近の平成29年産では、稲の種子生産者は128名、約170ヘクタール、麦のほうは種子生産者が21名、約170ヘクタールの圃場を指定するとともに、指定した種子生産圃場ごとに、普及指導員が中心となりまして種子の審査を実施してまいりました。

これらの取組によりまして、平成30年産用の種子では、稲で75%、また麦では91%が県内で生産されるなど、本県の特性に適応した種子の供給を通じて、安全で安心な食糧を県民に安定的に供給する上で重要な役割を果たしてまいりました。

なお、これらの役割を的確に果たしていけるように、本年4月の主要農作物種子法廃止後も、三重県米麦協会等関係機関と連携して策定いたしました要綱、これに基づきまして、引き続き、稲、麦、大豆の優良種子の安定供給に取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。

[12番 小島智子議員登壇]

○12番（小島智子） 法の廃止後も要綱をつくって取り組んでいただいているということでした。承知をしております。

これまで種子法のもとでこの制度を維持強化するために各都道府県はそれぞれの種子対策事業に予算を確保してきたというふうに思っています。中長期的な視点を含めて、この種子法廃止というのはどのような変化がこれから生じるのか、あるいは懸念されていることなどについて県の見解をお伺いしておきたいと思います。

また種子は単に市場に委ねられる商品であるということだけではなくて、

誰もがアクセスし、利益に浴することができるという公共の資産である、その側面もあります。その公共の資産について国や県が公の責任としてコミットすべきではないかなというふうには私は考えます。

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例に基づいて策定された基本計画、行動計画を上位計画とする水田農業のアクションプラン、新しい三重の水田農業戦略の中に、生産力、収益力のある水田作物づくりの視点の方策としても、主要農作物種子の生産体制強化というふうに入っています。これは平成33年度までの戦略となっていますが、この先、どう種子生産について取り組んでいくのかということを考えるときに、10年先、その先を見通して三重県として種子生産を様々な面で担保することが必要ではないかと思えます。

この戦略の中では、種子生産者の高齢化、それから種子調整施設の老朽化が問題として挙げられています。新規の種子生産者の育成、あるいは計画的な施設整備等が課題であるということも明記されています。種子法廃止時の国の附帯決議では、従来どおり予算確保するという事になっていますけれども、予算確保の根拠となっている法がなくなったということは、なかなかこの先、未知数なのかなというふうにも思うところであります。

様々な種子の生産流通販売が少数の種子会社に独占されるのではとか、種子の価格は高くなるのではとか、多様な種子資源が失われるのではなどの懸念も聞かれるところではあります。

そんなことはない、要綱でしっかりと担保してあるんだというふうにおっしゃるかもしれません。確かに今はそうかもしれませんが、これらの懸念が現実のものとならないように、一定歯どめをかけておく仕組みというのが必要ではないかと思えます。

以上、条例ということになるかと思いますが、条例制定が必要な理由というのを挙げさせていただきました。県として条例をつくる必要性について、あるいは種子法廃止後の状況の変化、課題とあわせてお答えをいただきたいと思えます。お願いします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、種子法の廃止後の状況の変化、あるいは課題といったようなことと、あと条例制定とあわせて御答弁を申し上げたいと思います。

まず廃止後の変化と課題ということでございますけども、この主要農作物種子法は、我が国の農業の国際競争力の強化に向けて、官民の総力を挙げた種子の開発、供給体制を構築するために、民間事業者のノウハウの活用し、種子開発を活性化させるということを目的といたしまして、本年4月に国において廃止されたというところでございます。

これを受けまして、県では、引き続き種子の安定供給を維持するために、本年3月に三重県主要農作物採種事業実施要綱を策定いたしまして、従来と同様に、優良種子の安定供給に取り組んでいるというところでございます。

また、この新たな要綱のもとでの種子の生産状況でありますとか、審査手続等を確認、検証するために、本年5月に三重県米麦協会、またJA三重中央会、JA全農みえ、種子生産に取り組む主要なJAなど関係機関の参画のもと、三重県主要農作物採種事業検討会を設置いたしました。

これまでこの検討会を2回開催しておりまして、この中では、審査に係る手続や審査の実施状況、種子生産者の意見の聞き取りや生産現場の状況、また要綱による採種事業の問題点の抽出と改善ということで、こういった点につきましての確認、あるいは検証を行っているというところでございます。

これまで開催してきました結果では、検討会では現時点においては優良種子の確保について、特に支障がないというふうなことを確認しております。

このことも含めまして、条例化についてでございますけども、現在、要綱による運用で特に支障がないというふうに確認しておりますので、今後も要綱により適切な運用を行っていききたいというふうには考えておりますが、条例化につきましては、引き続き検討会におきまして、県内の種子生産状況を検証するとともに、種子を取り巻く情勢変化、あるいは他の都道府県の取組動向等を確認しながら、その必要性も含めて検討してまいりたいというふう

に考えております。

以上です。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） 様々な方々が入って検討している中で、現時点ではというお答えだったというふうに認識をしました。

予算根拠がないということがどういうふうになっていくのかという懸念もどうしてもあるわけですし、他県で既に制定されている条例を見ると、この主要農作物種子法の中にも、問題点があったというふうに言われています。その奨励品種から漏れたときにどうなるかというようなことですね。

あるいは、例えば大豆だけではなくて、その他の品種も含めたような県も、小豆を含めるとか、そういうこともあるわけです。攻めの農業をどうやってつくるかということを考えたときに、この主要農作物種子法にかわる条例というのを県で新たな取組としてつくっていくということも、あわせてぜひ今後とも検討を続けていきたいと思っておりますし、これで終わりではありませんので、今後も引き続きやりとりをさせていただきたいというふうに思っております。

ありがとうございました。

では、時間が迫ってまいりまして、最後の項になります。障がいのある子どもたちの進路選択というふうになりました。

働く時間が長くなっています。18歳で、特に今回は知的障がいのある子どもたちについてということでやりとりをしますけれども、18歳で高等部を出て、事業所に行く、あるいはA型事業所、あるいは福祉就労、いろいろあるわけですが、そこから先、本当にそれぞれがきちっと望むところで働いているのか、どうなんだろうかということを考えると、ちょっと課題があるんじゃないかなというふうに思わせていただくところです。

（パネルを示す）これがその特別支援学校、特に知的の子どもたちの進路状況をあらわしたものでありまして、進学については3年間で1.5%ということになっているわけです。ほとんどの子どもたちが事業所、A型事業所、

福祉関係へと進んでいるということになります。

そこで教育長にお伺いしたいと思います。進路決定までに一人ひとりに対してどのように取り組んでおられたり、あるいは就労を継続していくということが大変大切だと思いますけれども、現状はこの後、どんなふうになっているかということです。お願いいたします。

○教育長（廣田恵子） 知的障がいのある子どもたちのということで、進路決定までにどのような取組をしているか、それから就労継続についての現状をどういうふうにしていくかというような御質問でございます。

まず、特別支援学校では、生徒の就労希望を実現するため、高等部1年生のときから生徒本人の適性に応じた職種での職場実習、保護者や関係機関の専門家を交えた進路懇談など、計画的な進路指導を進めています。

その結果、平成29年度は、知的障がいのある高等部卒業生209名のうち、企業就労を希望する59名全員が就労することができました。先ほど議員からの映写資料にもございました。

これらの生徒については、卒業後も就労が継続できるように、進路指導の担当教員が企業等を訪問して、卒業生の様子を聞き取り、必要に応じて本人への指導や企業担当者等との相談などを行っております。

企業への定着状況につきましては、平成29年8月の時点で、3年前、平成26年に企業就労した子どもたちのうちの79.6%が就労を継続しております。

一方で、就労を継続できない卒業生というのもおありまして、その理由としては、新しい職場の環境になじめなかったり、企業の担当者の変更によってコミュニケーションが難しくなったり、それから人間関係、それから家庭の事情、本人の体調の不良、そういった課題もございます。

これまで、企業への就労を希望する生徒については、全員の就労を達成してきておりますけれども、今後は、就労が一層継続されますように、これまで以上に企業のニーズを把握するとともに、企業の方々にも卒業生一人ひとりの障がいの特性などを御理解いただけるように、積極的に情報共有をさせていただく必要があると考えております。

県教育委員会としましては、労働局や障害者就業・生活支援センターの支援相談員と卒業生に係る情報を共有するとともに、連携して障がい特性や適切な接し方などを企業にお伝えをし、共通理解を図りながら、卒業生が就労をできる限り継続できるように取組を進めていきたいというふうに考えております。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ありがとうございます。丁寧に後を追いかけてながら支援をしていただいているところで、その就労継続率というのがかなり上がっているなというふうに思うんですけども、ここでもう1枚見ていただきたいと思います。（パネルを示す）

全国と三重県の比較になっていますが、特別支援学校以外の高校を出た子どもたちと、それから知的の子どもたちの、いわゆる大学あるいは専門学校への進学率の差です。

今、高等学校卒業生の子どもたちの70%以上が高等教育の場へと進みます。もちろん、これがやりたいというふうにして進む子たちもいるでしょうけれども、何をやりたいかわからないから少し先延ばしをして、いろんな人生経験をしながら決めていくんだという、そんな若者も多いと思います。

では、なぜ特別支援学校の、特に今回は知的の子どもたちについてですけども、18歳で決めなければいけないか、誰も決めなさいとは言っていないわけです。

でも、出たらやっぱり就労するものだという感覚がみんなにあるんじゃないでしょうか。私にも実はありました。どこかを選ぶんだと。

じゃ、そこがどこが合っているのか、その子にとって何がいいか見つけようというふうにしてきたんですね。

でも、時間がかかる子どもたちだからこそ、もう少し18歳から先に時間をかけてもいいのではないかというふうに考えました。

実は、このゆたかカレッジという、ここは九州、そして関東圏で取組がもう始まっているところです。いわゆる学校法による大学や専門学校ではあり

ません。自立訓練、あるいは就労移行支援、この事業を組み合わせながら、もう少しいろんな力をつけていこう、そして2年後、あるいは4年後、あるいは途中で企業のニーズとマッチをすれば、その子どもたちが就労に結びつくことができるというような仕組みなんですね。

2012年から始まり、2019年には5事業所の建設、開設が予定されているとも言われています。大学とのコラボレーションを進めようということで、今行われていまして、学内にこの事業所が設置されたとしても、制度上は障がい者総合支援法が適用されるということです。

私はダイバーシティというのなら、本当に子どもたちが未来ある社会に向かって自己実現を図り、自立を図るのであれば、18歳で働く子がいてもいいと思います。

けれども、選択肢としてもっと先の学びや社会体験をする場所があってもいいのではというふうに考えるところであります。

東京のこの早稲田カレッジというところに行ってきたんですけども、平成29年には文部科学副大臣もここを訪れていて、その際のメッセージの中に、このようにありました。保護者の方々は特別支援卒業後の保護者の方々は特別支援学校卒業後の学びや、交流の場がなくなることに大きな不安を持っていること、そして今後は障がいのある方々が生涯を通じて教育、スポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策、スポーツ施策、福祉施策と労働施策等を連動させながら支援していくことが重要。これを特別支援教育の生涯学習化と表現すること、こんなふうに挙げられています。その上で、今後、我が国において青年期以降の学びや交流の機会の整備が求められてくる、そんなふうにもメッセージの中ではありました。

私はこの点について、例えば三重県内で大学とのコラボレーションが進む未来を描きます。同じ校舎内に就労移行支援事業所が入り、聴講生などの形でともに学ぶことも可能ではないか。あるいは、そこまで行かなくても教室やカフェで時間を共有することが互いの理解につながるのではないか、これこそが多様性を実現する一つの形になるのではないか、そのように思います。

これから先の動向になろうかというふうに思いますけれども、まだまだいろんなやりとりをしたいと思うんですが、もし実現をするということになりましたら、県としてもより一層の後押しをお願いしたいと思います。

さて、3点、今日はやりとりをさせていただきました。三重県で生まれ育つ、そしてよそから来てもここで育つ子どもたちが、それぞれ本当に命が守られながら、安心安全を確保されながら大きくなるということについてに力を尽くしてまいりたいというふうに思っています。

三重県にも共催をいただいておりますが、11月18日には桑名で虐待防止フォーラム、そして12月9日には、「広がれ、こども食堂の輪！全国ツアー in 三重」これも桑名で行われることになっています。全ての子どもたちを大切にする、そのことを皆さんと共有をいたしまして、一般質問を終結したいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前野和美） 15番 田中祐治議員。

〔15番 田中祐治議員登壇・拍手〕

○15番（田中祐治） 皆さん、こんにちは。松阪市選出、自由民主党県議団の田中祐治でございます。本日、最後の一般質問となりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして順次、質問をさせていただきます。まず初めに、再犯防止に向けた取組について伺いをいたします。私は、保護司として8年間の経験しかございませんが、県内702名の保護司の方々、そして更生保護にかかわる全ての方々の思いを込めて質問をさせていただきます。

更生保護法では、「犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助ける」としております。これが保護司の仕事でもあります。

また、平成28年12月に施行されました再犯の防止等の推進に関する法律、いわゆる再犯防止推進法では、安定した生活環境や必要な支援の確保と、社

会復帰まで継続する支援を求めています。これまで更生保護行政は、主に国の責務としておりましたが、この再犯防止推進法により、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた再犯防止施策の実施が地方公共団体の責務として規定をされました。

犯罪は、いかなる理由があっても許されるわけにはいきません。犯罪に遭われ、精神的、身体的被害を受けた方やその家族から見れば、罪を犯した者が刑期を終えて社会に復帰することは許しがたいものだと思っております。

しかし、刑を終えて立ち直ろうとする者に、社会が手を差し伸べなければ、彼らは孤立し、再び犯罪や非行を繰り返し、また新たな被害者が生まれるという悪循環に陥ってしまいます。

そこでこれらのことを踏まえて2点伺いをいたします。

まず初めに、県の再犯防止対策についてであります。2016年版犯罪白書によりますと、刑務所出所者のうち、出所後2年以内に約2割が、出所後5年以内に約4割の方が再び罪を犯して、入所している状況にあります。

特に50歳以上の約6割が、出所後1年未満のうちに再入所しております。

このように、高齢であったり、身寄りがなかったり、障がいがあるなど、再犯の原因は生活困窮であると考えられております。

このような方が再び罪を犯さないように、福祉からのアプローチも必要だと考えますが、県はどのような取組を行っているのか、子ども・福祉部長にお伺いをいたします。

続いて、警察本部長にお伺いします。

(パネルを示す) このパネルをごらんいただきたいと思います。このグラフは、刑法犯検挙人員中の再犯者人員及び再犯者率の推移ですが、警察を含めた各行政機関の御努力により、刑法犯の検挙人員は平成16年の約38万9000人をピークに、平成28年が約22万6000人と右肩下がりで減少しております。

しかし、緑のグラフの初犯者数は急激に減少しておりますが、ピンクの再犯者数は緩やかな減少状況となっております。

したがって、再犯者率は48.7%と右肩上がりになっていることがわか

ります。

(パネルを示す) これは三重県の推移ですが、全国と比較すると、傾向はよく似ておりますが、再犯者率は49.2%と0.5ポイント高くなっております。

また、三重県の平成30年版成果レポートによりますと、県内の非行少年は減少傾向にあるものの、少年の再犯者率は8年連続して3割を超えております。

警察では再犯防止に向けどのような取組を行っているのか、お伺いをいたします。

以上、御答弁、よろしく願いいたします。

〔田中 功 子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長(田中 功) 高齢や障がいのある刑務所出所者の再犯を防止するために福祉の支援が必要であるが、取組はどうかということにつきましてお答え申し上げます。

高齢または障がいのため、福祉的な支援を必要とする刑務所等の矯正施設退所者について、退所後直ちに必要な福祉サービスにつなげることは、再犯防止の観点から極めて重要なこととございます。

そのため、厚生労働省では、平成21年度から地域生活定着支援事業を開始しています。

この事業は、矯正施設収容中から各都道府県に設置する地域生活定着支援センターが保護観察所や市町等関係機関と連携して、高齢または障がいを有する矯正施設退所者が、退所後直ちに福祉サービスを受けられるよう取り組むものでございます。

これを受け、県では、一般社団法人三重県社会福祉士会を委託先としまして、三重県地域生活定着支援センターを平成22年4月に設置し、支援を行っています。

現在、同センターでは、高齢または障がいを有する矯正施設退所者を対象に、大きく三つの業務に取り組んでおります。

一つ目は、保護観察所からの依頼に基づきまして、福祉サービスに係る

ニーズの確認を行い、受け入れ先施設等のあつせん、または福祉サービスに係る申請支援を行うコーディネート業務、二つ目は、コーディネートを受け、社会福祉施設等を利用している人に関し、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うフォローアップ業務、三つ目は、福祉サービスの利用に関しまして、本人またはその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う相談支援業務でございます。

こうした支援の対象者は、年間70人から90人前後で推移しており、福祉からのアプローチにより、高齢または障がい有する矯正施設退所者が、地域生活に定着していくことで再犯防止に寄与しているところでございます。

今後も引き続き、保護観察所や市町等関係機関と連携を図りながら、適切な支援を行ってまいります。

以上でございます。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） それでは、警察の再犯防止に向けた取組について答弁を申し上げます。

警察といたしましても治安の維持、改善を図る上で、再犯防止は大変重要であると考えておるところでございます。

警察の取組といたしましては、犯罪捜査を通じて、被疑者と向き合う機会を捉えて、再び罪を犯すことのないように説諭しておりますほか、子どもを対象とした性犯罪者の刑務所からの出所情報に基づきまして、再犯を防止するための所在確認や面談を通じての助言、指導を行っております。

また、ストーカー加害者が再びストーカー行為に走らないよう、精神医学的治療などを受けるための医療機関との連携も進めているところでございます。

また、三重県薬物乱用対策推進本部の枠組みを通じて、再び乱用することを防ぐ、あるいは社会復帰を支援するということに向けた関係機関相互の連携と情報共有などを実施しております。

また、少年の再犯防止対策といたしましては、少年の立ち直りを支援する

ために、継続した助言、指導や農業体験、スポーツ活動などの社会参加活動、学習、就労支援などを行っているところでございます。

今後も、関係機関、団体等との連携を図りながら、効果的な再犯防止対策を推進してまいります。

以上でございます。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） ありがとうございます。少年から高齢者まで幅広く犯罪防止に向け、取り組んでいるということを理解させていただきました。

刑を終えて出所をした人たちは、罪を償い、新たに出発をしようとしているわけでございますけれども、やはり偏見や差別によって再出発ができないというような状況もしばしばあるように感じております。どうぞ啓発に対しましても、力を入れていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

次に、再犯防止推進計画の策定についてお伺いをいたします。

冒頭にも申し上げましたが、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律、いわゆる再犯防止推進法が成立しております。

この再犯防止推進法第8条第1項に、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないと規定をされております。

このようなことから、県職員を対象にした再犯防止施策に関する説明会が、これまで2回行われております。

1回目は、平成29年6月26日県庁講堂で行われ、県職員約20名が参加をされました。

2回目は、平成29年12月14日、更生保護施設の見学に5名が参加をされております。

また、津保護観察所からも何度も説明に伺っております。

県として地方再犯防止推進計画策定について、どのようにお考えかお伺いをいたします。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） 再犯防止推進計画の策定についてお答え申し上げます。

県では、再犯防止に向けた取組としまして、三重県地域生活定着支援センターによる刑務所などの矯正施設退所者の地域生活定着への支援とともに、更生保護法人三重県更生保護事業協会が行います啓発事業への支援や、保護司活動への助成を行っているところでございます。

また、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする社会を明るくする運動においては、推進委員長に知事が就任し、啓発活動を推進しているところでございます。

議員からも御紹介がございましたけれども、再犯の防止等の推進に関する法律では、国における再犯防止推進計画の策定とともに、都道府県及び市町村においても、国の再犯防止推進計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないと規定されているところでございます。

一方、県では、地域共生社会の実現に向けて、新たな地域福祉支援計画を策定することとしておりますが、この支援計画の策定に当たりましては、従来の福祉分野にとどまらず、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を改めて直視する必要がございまして、幅広い地域生活課題に着目していくことが求められているところでございます。

このため、罪を犯した人たちの社会復帰に対する支援をはじめ、再犯防止の推進についても、地域福祉として一体的に検討していく必要があると考えております。

このような考え方のもと、地域福祉支援計画の策定に当たっては、再犯防止推進の視点も踏まえながら具体的な検討を進めるとともに、その中で、再犯防止推進計画について、個別計画としての策定の必要性についても検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） ありがとうございます。検討を進めていくというようなぼんやりとした答えだったように思いますけども、最後は知事にお伺いをしたいと思います。

（パネルを示す）このパネルは、都道府県における地方再犯防止推進計画の策定状況を示した図です。

既に鳥取県は策定済みですが、平成30年度から32年度中に検討段階を含め策定見込みがあるのは34都道府県となっております。検討されておりませんが12県であり、悲しいことに三重県もその中に入っております。

先ほどの子ども・福祉部長の答弁では、少し薄いグリーンのような気もするわけですが、地方再犯防止推進計画策定について知事としての御所見をお伺いいたします。

○知事（鈴木英敬） この再犯防止推進のための施策は、継続的にやっていかなければならないので、それのよりどころとなるものが何らか必要だと思っています。

今、子ども・福祉部長が申し上げましたのは、地域福祉支援計画、既にこの緑色がついているところも単独の計画でなくて、地域福祉支援計画とか安全安心まちづくり計画の中に一つ、項目として計画を盛り込むと、この再犯防止のやつを盛り込むというものも緑色に入ってます、田中部長が申し上げたのは単独でいくか、地域福祉支援計画はもうつくるので、その中の1項目としていくか、それについては中身とか他県の動向を見て考えたいということです、何らかよりどころとなるようなものについては、しっかり考えてつくっていききたいというふうに思います。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） ありがとうございます。力強い言葉というふうに受けとめさせていただきました。ぜひとも次回、質問させていただく機会がございましたら、この先ほどの三重県の白いところが赤くなっているように、御期待を申し上げたいというふうに思います。

次に、森林環境譲与税の制度設計の支援策についてお伺いをいたします。

この森林環境譲与税は、一応仮称という形になっておりますけれども、以降は仮称を割愛させていただきますので、お願い申し上げます。

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、林産物の生産など、多面的、公益的な機能を持っております。この多面的な機能が持続的に発揮されるためには、林業の発展と林産物の安定的な供給と需要が望まれております。

しかし、昭和39年の木材貿易自由化以降、安価な外材の大量輸入により、国産材価格の低迷が続いたことから、国産材の価格は昭和55年をピークとして、ピーク時の約3分の1まで低下をしております。

このようなことから、担い手不足が顕著となり、森林の適切な管理が難しくなるとともに、森林所有者の高齢化や経営意欲の低下もあり、未相続の物件が多く増え、そして所有者不明の森林が増加するなど山村の疲弊は深刻さを増しております。

このような中、平成31年度から、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進することを目的とした森林環境譲与税が、自治体へ譲与されることとなりました。

このことにより、市町の安定的な財源として、荒廃していた森林整備等の促進に期待が寄せられております。

まず、ここでこれまでの県の森林整備の進捗状況と森林環境譲与税が果たす効果についてお伺いをいたしますが、午前中の青木議員の質問によりまして一部知事のほうから答弁もされておりますので、重複しないようお願いを申し上げます。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 県の森林整備の進捗状況と森林環境譲与税による効果ということにつきまして御答弁申し上げます。

森林は木材の生産だけではなく、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの多様な機能を有しております。

このような森林の機能を持続的に発揮していくためには、森林を適正に整備、保全する必要があります。

そのため、県では、平成18年3月に策定いたしました三重の森林づくり基本計画、この計画におきまして、森林の多面的機能の発揮を基本方針の一つに位置づけまして、間伐実施面積を指標といたしまして、目標の達成に向けて、造林補助事業等の生産林対策でありますとか、森林環境創造事業等の環境林対策など様々な施策を実施してきたというところでございます。

この中で森林整備の進捗状況ということでございますが、この三重の森林づくり基本計画では、平成18年度から37年度までの20年間で累計で14万ヘクタールの間伐を実施することを目標としておりますが、29年度末の目標が9万5200ヘクタール、これに対しまして実績は8万3686ヘクタールというふうになっておりまして、さらなる森林整備の推進が必要であるというふうに考えております。

このような中、先ほども御案内もありましたが、森林環境譲与税が創設ということでございますが、これは森林経営管理法が平成31年4月から施行されまして、新たな森林経営管理制度に基づき市町が行う間伐等の財源として創設されたものでございまして、全ての市町村とそれを支援する都道府県に交付されるということになっております。

本県における効果ということでございますが、この森林環境譲与税の創設によりまして、本県の市町においても森林整備に必要な財源が安定的かつ長期的に確保されることから、これまでの施策では対応できなかった条件不利地の森林等における森林の整備や、整備を行うために必要な境界の明確化などが進むことが期待されると考えております。

また、市町は森林所有者が管理できなくなった森林を意欲のある林業経営体等へ集積するというところで、林業経営体の規模拡大による経営の安定化にもつながるものというふうに考えております。

さらに、森林環境譲与税は、都市部の自治体等における木材利用の促進でありますとか、また森林整備を促進するための人材の育成や担い手の確保等

にも充当することが可能でありまして、木材の需要拡大や、またこれからの森林、林業を担う人材の育成、確保に向けた取組も進むものというふうに期待をしておるところでございます。

県といたしましても、こうした新たな制度や財源を有効に活用いたしまして、市町と連携しながら、これまでの施策とあわせて一体的に取り組むことで、県内の森林の整備を一層進めるとともに、林業の活性化、成長産業化につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） ありがとうございます。細かく御説明をいただきました。

みえ森と緑の県民税のすみ分けについてでございますけれども、午前中、青木議員のほうからも御質問いただきまして、それに対して説明もいただいたわけでございますが、一部少し確認したいことがございます。

平成30年度は、みえ森と緑の県民税の評価委員会を3回実施されております。その中において、みえ森と緑の県民税の制度中間案では、木の薫る空間づくりによる木材利用の促進が挙げられておりました。第3回の8月27日の最終案では、これは削除をされております。

これまで木材利用の促進に関しては、みえ森と緑の県民税で進めてきた経緯がございます。この木材利用の促進は、森林整備の出口の部分の非常に重要な部分だというふうに思うわけですが、この削除した理由についてですけれども、みえ森と緑の県民税から森林環境譲与税に移行するという意味で削除されたのか、確認をさせていただきます。

○農林水産部長（岡村昌和） これまで木材利用の促進につきましては、みえ森と緑の県民税の市町交付金、これを活用しまして、例えば公共建築物の木造、木質化等に取り組んできたというところでございますけれども、これらの取組につきましては、今回、森林環境譲与税の使い道として、制度上位置づけられたというふうなことでございます。

このため、今後は市町においては、この森林環境譲与税によりまして木材利用の促進が図られていくものというふうに考えております。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） ありがとうございます。これからも引き続き促進に努めていただくということで確認をさせていただきました。

次に、森林経営管理制度の実施に向け、県が果たすべき役割と市町への支援についてであります。林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、平成31年度から森林環境譲与税の創設を踏まえて、民間の人工林を公的に管理する森林経営管理制度、いわゆる新たな森林管理システムが導入をされます。

先ほど農林水産部長のほうから御答弁もいただきましたので、一部重複をいたしますが、この新たな森林管理システムにおいては、まず1点目として森林所有者に対して適切な森林管理を促すため、責務を明確にする。2点目として、森林所有者自らが森林管理できない場合は、その森林を市町村に委ねる。そして、3点目として、市町村は経済ベースに乗る森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託をする。そして、4点目として森林管理を行うことが困難な森林については市町村が公的に管理を行うというふうにしております。

この公的な管理として、先ほど農林水産部長がおっしゃいましたけれども、森林整備や所有者の意向の調査、境界の確定、人材の育成、担い手の確保などの取組に必要な財源として、この森林環境譲与税の一部を充てることとしております。

しかし、市町には森林関連施策を展開するための体制が不十分なことから、市町間での連携や、県による市町への支援が不可欠となります。

そこで、市町が主体となった森林環境譲与税を財源とする森林経営管理制度の円滑な実施に向けて、県はどのような支援を行っていくのか、先ほども一部答えていただいておりますけれども、改めてお伺いをいたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 森林経営管理制度の円滑な実施に向けて、県としての支援ということで御答弁を申し上げたいと思います。

森林経営管理法に基づく新たな森林経営管理制度においては、市町の果たす役割が大変重要というふうに考えております。

しかし、県内の多くの市町では、林業専任の職員の配置ができていないということなど、十分な体制とは言い難い状況にあると考えております。

このような中、県の役割といたしましては、森林環境譲与税を活用いたしまして、森林整備を実施する市町の支援等を行うことが求められているというところでございます。

このため、県では、林業普及指導員等を中心といたしまして、取組を実施する市町の指導やサポートを行うほか、この森林環境譲与税を活用して、広域的に市町の指導を行う体制の整備などにつきましても検討しているというところでございます。

また、市町の取組を支援し技術的な助言等を行います地域林政アドバイザー、こちらのアドバイザーのほうも登録管理をいたしまして、市町へ紹介する仕組みづくりを進めていきたいというふうに考えております。

さらに、市町職員や地域林政アドバイザー等に対しまして、みえ森林・林業アカデミーにおいて、森林・林業に関するスキルアップの研修でありますとか、森林環境譲与税を活用した新たな施策を検討するための講座、こういったものを開催するなど、人材育成のための支援も行っていきたいというふうに考えております。

また、このほか、県が収集いたします森林資源情報を整理いたしまして、現在運用しておりますクラウド型の森林GISに掲載するなどしまして、市町との共有を行い、市町による森林整備や意向調査、境界の明確化等の実施に有益な情報の提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

今後は、市町とも意見交換を行いながら、より地域の状況に応じた支援策の検討を行いまして、県内全ての市町が新たな森林経営管理制度を円滑に運用していけるよう準備を進めていきたいというふうに考えております。

これによりまして、適切な管理を通じた森林の公益的機能の持続的な発揮と林業、木材産業の成長産業化を両立させまして、豊かな森林資源を未来に引き継いでいけるよう、しっかりと取り組んでまいりたいというように考えております。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） ありがとうございます。しっかりと取り組んでいくという力強い御答弁をいただいたように思います。

そこで、この市町別の試算表というのがあるわけでございますけれども、平成31年から平成33年までは、1年間で森林環境譲与税は津市の5076万5000円から木曾岬町の24万円までと幅広くなっておりますが、木曾岬町の24万円では人件費すら出ないというふうに思うわけですが、その辺はどのような取組で進めていくのか、お伺いをしたいと思います。

○農林水産部長（岡村昌和） 森林環境譲与税の市町別の配分ということでございます。

まず、森林環境譲与税については、制度上、全体の5割を市町村ごとの私有林人工林面積で、2割を林業就業者数でと、残り3割を人口によって配分されるというふうなことでございまして、このため、都市部等において森林の面積が少なく、かつ人口も少ない市町にあっては、配分額が非常に少なくなっております。

一方、この森林環境譲与税につきましては、譲与税額が少ない市町においても、基金に積み立てまして、後年度に一括して活用することも可能というふうになっております。

このため、今後も市町の意見も聞きながら、例えば木材利用でありますとか普及啓発などの森林環境譲与税を活用した事業について提案を行うなど、市町による効果的な事業執行ができるように支援をしてまいりたいというふうに思っております。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） ありがとうございます。基金の積み立ても可能という

説明をいただきました。それなら、かなり使い勝手がよくなるのではないかな、そんなふうにも思いました。

また、これ山の中には、青木議員が午前中にお話をされましたけども、たくさんの切り捨て間伐が谷に散乱しております。そのようなことで二次災害等が考えられますので、そこら辺も十分対処していただきますように、お願いをしたいと思います。

また、林業は植林から伐採、そして収穫までに数十年を要する産業であることから、長期にわたっての森林の経営管理を行える林業経営者を十分に確保していく必要があります。

来年から森林環境譲与税が新たに導入されることによって、平成31年度は県内市町へ約3億8000万円、45年度には約12億9000万円が財源として譲与されることになります。

それとあわせて、これまでの造林事業や治山事業なども進めていく必要があります、それだけの事業量を担っていく林業経営体や担い手の確保、育成が急務となっております。

新たな森林経営管理制度の導入を契機として、林業経営者や担い手の確保、育成にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○**農林水産部長（岡村昌和）** 森林環境譲与税の導入によりまして、市町による条件不利地の森林の管理でありますとか、意欲のある林業経営者による森林の整備が本格化するということでもありますので、林業経営者や担い手の確保、育成が急務というふうに考えております。

このため、県では、林業普及指導員が中心となりまして、もりびと塾体験コースといった体験事業でありますとか、高校生林業職場体験研修などに取り組んでいるというところでございます。

また、三重県農林水産支援センターにおきましては、県内で就業、就職フェアを開催するとともに、この10月には、三重県森林組合連合会等が東京において開催される移住フェアに参加することとなっておりますので、県からも職員も派遣をいたしまして、林業の仕事情報の提供や就業相談を実施し

ていきたいというふうを考えています。

そのほか、既就業者の人材育成ということにつきましては、みえ森林・林業アカデミーにおきまして、本県林業に従事する方々がキャリアに応じて、働きながらスキルアップできる体制を整えることとしておりますので、これらの取組を通じて林業経営者や担い手の確保、育成に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） ありがとうございます。三重県では、みえ森と緑の県民税も県民の方々から税収としていただいております。引き続きまして、この林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進していただくことをお願い申し上げまして、次に移らせていただきます。

次に、豪雨災害に備えた危機管理についてお伺いをいたします。

近年、新聞やテレビなどで観測史上類にない記録的な集中豪雨だったという言葉が目立ちます。

7月の西日本豪雨では、国や県が管理する22河川で堤防が決壊しました。水位上昇による氾濫は北海道や九州を含めると、163河川に上っております。被災地での死者は岡山、広島、愛媛3県を中心に15府県で225人に上り、平成で最悪の豪雨災害となりました。お亡くなりになられました方々に対しましては、心から哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々には心よりお見舞いを申し上げます。

私は、7月10日から3日間ではありましたが、西日本豪雨で被災された岡山県倉敷市真備町にボランティアに行っていました。

（パネルを示す）この写真は真備町の状況です。町内を流れる小田川など3河川の堤防が決壊し、最大5000世帯が浸水しました。奥に見えるのが高梁川ですが、決壊原因はこの本流の高梁川の水位が高まり、支流の小田川の流れをせきとめるバックウォーター現象が起きたものと見られております。

真備町の死者は51人に上り、約9割の方が65歳以上の高齢者であり、そのうちの約8割は、住宅の1階部分や平家などの屋内で見つかっており、死因

のほとんどが溺死であると見られております。

(パネルを示す) これは真備町の方から送っていただいた写真ですが、浸水当時の様子が書き添えられておりますので、原文のまま紹介をさせていただきます。

「7月7日午前0時に避難命令がでました。長引く豪雨による小田川が危険水位に達した、との警報。今まで41年住んで何度か警報はありましたが、特に被害はありませんでした。

今回は、午前3時小田川の堤防が決壊、あつという間に玄関に水が入り、避難の車で交通渋滞。隣の家は引き返してきました。暗闇の中、懐中電灯の明かりで大事なものをテーブルの上にかわしました。

午前4時、胸まで泥水がきて・・・これは今までと違う。2階に大事なものを上げました。

午前5時、二階まで泥水が達し・・・

午前6時、二階の膝まで水位が上がりベランダに家族7人椅子の上になり救助を待ちました。とんでもないことが起きた。」とつぶられております。

そこで、まず避難率向上に向けた取組についてお伺いをいたします。

倉敷市は、2017年に作成したハザードマップを配布し、氾濫のおそれがある場合は、早めに避難するよう呼びかけてきたとのこと。

また、今回の豪雨災害の起きる前に、何度も避難を呼びかけたにもかかわらず、避難しなかったことから被害は拡大しました。

(パネルを示す) これは9月6日の東京新聞の記事ですが、3県17市の平均避難率は4.6%だったとのこと。

三重県内でも、西日本豪雨時に避難指示が発令されました。避難所以外の場所に避難された方もおみえになると思いますが、実際、避難所に避難された人は、伊賀市では0.06%でした。台風第20号では、紀宝町で2.02%となっております。

これは一部の地域のデータではありますが、全県下よく似た状況であるように思っております。

私もそうありますが、避難勧告、避難指示が出ても、多くの住民の方は避難しようとはしません。この状況をどのように改善していくのか、お伺いします

〔福永和伸防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福永和伸） それでは、住民の避難行動の促進について答弁申し上げます。

住民の適切な避難行動を促進するためには、一つ、自然災害への理解の促進、二つ、防災情報の適切な伝達、三つ、避難行動につなげる共助の取組の促進、この三つを総合的に進めることが重要と考えています。

1点目の自然災害への理解促進については、今回の災害を教訓としまして、適切な避難が自らの命を救うということを今後の重要なポイントに据えまして、シンポジウムや出前講座による啓発を一層進めてまいります。

2点目の防災情報の適切な伝達に関しましては、登録制メール、LINEやツイッターなど多様な情報発信ツールをさらに多くの方が御利用いただけるよう、携帯電話販売店とも連携しまして普及啓発に努めるとともに、それぞれの情報発信ツールの特色を生かしまして、内容の充実を図ってまいります。

3点目の共助の取組の促進については、適切な避難行動を実現するためのとりわけ重要な視点と考えています。

多くの高齢者がお亡くなりになりました今回の7月豪雨におきましても、地域において日ごろから訓練を行うことで、要支援者を避難させ犠牲者を出さなかった事例がございました。

こうしたことから、県では、市町と連携し、自主防災組織等が行う避難訓練の支援を行うとともに、今年度から新たに地域防災課題解決プロジェクトをスタートさせ、地域の共助の取組に関する課題をいかに解決するかについて検討を進めております。このプロジェクトでは、避難行動要支援者の避難、自主防災組織、消防団が連携した避難誘導など住民の避難に密接に関連する課題についても検討を行いまして、今後、課題解決のための手引書を作成し

ていく予定でございます。

さらに、今年度作成予定の市町タイムライン基本モデルの中でも、避難勧告等の発令のタイミングや避難行動における自主防災組織との連携など、市町等関係者が、いつ、何をするかを時系列で整理していくことにしています。

いずれにしましても、住民の適切な避難行動の促進に向けては、市町の果たす役割が極めて重要であると考えています。県としては、市町タイムラインの作成をはじめとする様々な角度からの協力、支援を行いまして、市町との密接な連携のもとで取組を進めてまいります。

あわせて、住民の避難行動をめぐる問題は全国的な課題でありますので、国への提言を行うことも重要な視点でございます。特別警報や避難勧告等を住民の避難行動に結びつける国レベルでの研究や啓発、気象情報の発表基準の精度向上などを引き続き要望してまいります。

以上でございます。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） ありがとうございます。大きく分けて3点の取組をやっていただけるとのことだったと思います。

まず、自然災害の理解の促進、情報の適切な伝達、そしてまた共助の促進というふうにおっしゃったと思います。

この自然災害への理解の促進ですけれども、9月23日にサンアリーナでシンポジウムがございました。県議会のほうからも4名参加をさせていただいて、知事のほうも出席をされておりました。

その中で一番印象に残ったのが、ハザードマップはトイレに張れということでございます。トイレに張れば毎日見られるやないかということでございますので、ぜひとも県民の方もハザードマップはトイレに張っていただければ、毎日理解ができるのかというふうに思っておりますし、真備町でもアンケート、後で調査をしたところ、このハザードマップを知らなかったというのが3割、知ってたのは7割でございました。県民の方々に周知されるように御努力も賜りたいと思います。

そしてまた、自治体が避難勧告や避難指示を出す目安として、河川に設置した水位計がございます。

この岐阜県関市では、7月8日未明に津保川が氾濫をして、約800棟が浸水をしました。このことについて関市の尾関健治市長は、避難指示が氾濫後になったのは、現場近くの水位計で氾濫危険水位が設定されていなかったから判断が遅れたというふうに説明をされました。

三重県は546河川を管理しており、うち水位計を設置しているのは78河川となっております。

昨年の台風第21号でも、伊勢市内では水位計のない中小河川が氾濫し、市街地が浸水をいたしました。

県内には水位計のない河川が各地にあることから、県は国の補助を使って3年間で181カ所に危険管理型水位計を整備する予定となっております。

しかし、氾濫危険水位の設定については、数年間の推移データの蓄積が必要となります。

今後、危機管理型水位計の設置と氾濫危険水位等の設定について、どう進めていくのか。

そしてまた、豪雨災害への備えとして、三重県内に有識者を交えた内水氾濫や外水氾濫に関する研究会を立ち上げていただくことを提案させていただきますが、あわせて御見解をお伺いいたします。

**○県土整備部長（渡辺克己）** 危機管理型水位計の設置につきまして、県の管理河川におきましては、洪水時のみ水位観測を行う危機管理型水位計を今年度120基設置する予定としておりまして、2020年度までに県全体で181基を設置することとしております。

氾濫危険水位の設定につきましては、危機管理型水位計を設置する中小河川では、水位の上昇下降速度が速いことから、氾濫危険水位等の設定が難しい河川もあるかと考えておりますが、水位データを蓄積して検証を進めるとともに、国土交通省や他県の取組も参考にしながら、避難行動の参考となる水位の設定について市町と協議を行ってまいりたいと考えております。

豪雨災害への備えといたしましては、三重県内の河川を10の圏域に分けまして、国、県、市町からなる大規模氾濫減災協議会を設置しており、この協議会において様々な検討を行い、水害による被害の軽減に向けてハード、ソフト対策を一体的に推進していきたいと考えております。

以上です。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） ありがとうございます。水位計の設置は2020年度までというふうな御答弁をいただきましたけども、これにとどまることなく観測機能の充実ということで、また引き続きお考えをいただければというふうに思います。

それと、この避難勧告、避難指示の件でありますけども、今、台風第24号が近づいております。日曜日には、この三重県にも接近するようでございますので、県民の方々におかれましては今から準備をされまして、この避難指示の放送等に従っていただければ、一人でも多くの死者を出さないのではないかとこのように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

そして、次に災害廃棄物処理についてお伺いをいたします。

（パネルを示す）この新聞記事のように、真備町地区では、泥にまみれた災害ごみが日を追うごとに増え続けておりました。

倉敷市では、災害ごみについては、被災した各住宅の前に置いてもらい、回収することを想定していたようですが、自宅前では手狭であることから、道路に置き始めたとのこと。被災地では、災害ごみの処理計画をつくっていなかったため、仮置き場の選定などの初動が遅れたとのことでした。

三重県では、災害廃棄物対策指針を受け、災害廃棄物処理に係る具体的な対応手順、災害廃棄物処理計画を全国で初めて平成29年12月までに、県内全市町で策定をされております。三重県災害廃棄物処理計画第2編第1章第4項に、仮置き場の選定に当たっては、市町及び県のそれぞれにおいて発災前

の対策として検討しますと記載をされておりますが、いつまでに選定をされるのか、現在の進捗状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。

〔中川和也環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） 三重県災害廃棄物処理計画における仮置き場の選定について、現在の進捗状況と今後の見通しについて御答弁申し上げます。

南海トラフ地震発生の緊迫性が高まっている中、県では、被災した市町が災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な県の果たすべき役割と機能をまとめた三重県災害廃棄物処理計画を平成27年3月に策定をいたしました。

また、昨年12月には、先ほど議員から御紹介がありましたように、一義的に災害廃棄物の処理を担うこととなる全ての市町で、市町災害廃棄物処理計画が策定をされたところでございます。

現在、県では、これらの計画の実効性を高めるために、図上演習や実地研修の開催を通じて災害廃棄物処理のスペシャリストを養成するなど、市町及び県職員の人材育成を進めるとともに、市町や関係する民間団体等が連携して災害廃棄物の処理に当たることができる協力体制の構築を図っております。

災害廃棄物を一時的に集積する場所、仮置き場でございますが、多量に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理し、生活環境の確保と復旧活動を進めるため、一刻も早く設置することが重要でございます。

このため、全ての市町においては、災害廃棄物処理計画に基づき、住民の利便性や周辺環境等を考慮した上で、一般廃棄物処理場やグラウンド等の公有地を中心にあらかじめ候補地をリストアップしており、災害時において、市町が災害の規模や被災状況に応じて、候補地の中から仮置き場を最終決定することとなっております。

また、県は、広域的かつ甚大な被災により市町自ら処理を行うことが困難であると判断した場合、県が主体となって処理を行うことを想定していることから、廃棄物の破碎等の中間処理を行う仮置き場の候補地を、公有地の中

から面積や立地条件等を考慮してリストアップしております。

県としましては、災害発生後の一日も早い復旧、復興に向けて、市町とともに仮置き場の速やかな設置と円滑な管理運営、災害廃棄物の再生利用等の処分先の確保など、迅速かつ適正な処理体制の構築に向けた取組を引き続き進めてまいります。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） ありがとうございます。一刻も早く設置しなければならないという御答弁だったというふうに思います。災害はいつ起こるかわかりません。真備町のように発生してから混乱することのないように早めに選定を進めていただきたいというふうに思います。

そして、次に洪水、土砂災害に備えた取組についてお伺いをいたします。

甚大な被害が出た倉敷市真備町地区では、水位が高まった本流が支流の流れをせきとめるバックウォーター現象が起り、決壊につながった可能性があるというふうに指摘をされております。

県内にも同様の現象が発生する箇所があるように思いますが、本県における県管理河川のバックウォーター現象対策についてお伺いをいたします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） バックウォーター現象についてお答え申し上げます。

本川と支川の合流点において、洪水時に本川水位の影響を受け、支川の水位が上昇するバックウォーター現象は、県管理河川においても起り得る現象でございます。

このため、本川と支川の合流点でバックウォーター現象の影響を受ける範囲において、支川の堤防高を本川の堤防高に合わせることにより、支川からの越水を防止する対策や、合流点に水門などの施設を設置して、本川から支川への逆流を防止する対策を河川整備に合わせて進めています。

河川整備を実施または検討する101河川のうち、バックウォーター現象への対策が必要な河川が38河川あり、うち7河川が未対策となっております。

この7河川につきましては、河川整備の優先度を考慮しながら整備時期について検討してまいりたいと考えております。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） ありがとうございます。101河川の中で38河川があって、7河川が未対策というふうな御答弁だったと思いますけども、早急に整備の計画をしていただきまして、施工していただくことをお願い申し上げたいというふうに思います。

そして、土砂対策についてでございますけども、本県は土砂災害危険箇所が1万6208カ所あります。

これは土石流や地滑り、崖崩れの危険があると判断された場所の数であり、県はこれから危険箇所の現地調査を行い、実際に危険性が高いところ、土砂災害防止法に基づき、土砂災害が想定される区域を土砂災害警戒区域として設定をいたします。警戒区域に指定されると、市町は土砂災害ハザードマップを作成し、住民に危険性を周知するとともに、避難体制の整備などの対策を進めることとなっております。

（パネルを示す）パネルをごらんいただきたいと思います。

9月14日現在の土砂災害警戒区域の指定数は1万740カ所指定をされております。指定率は66.3%にとどまっております。この基礎調査完了は平成31年度、区域指定完了は平成33年度となっておりますが、津市、松阪市をはじめ、7市町の指定率は50%に満たない状況にあります。

今後の計画についてお伺いをいたします。

○県土整備部長（渡辺克己） 土砂災害警戒区域の今後の計画についてでございますが、警戒区域の指定に必要な基礎調査でございますが、今年度2442カ所を実施中でございまして、累計で1万4437カ所、89%となります。

平成31年度に残る1771カ所の基礎調査を完了し、2021年、平成でいいますと33年に終えるように進めていきたいと考えております。

以上です。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） ありがとうございます。ぜひとも計画どおりに進めていただくことをお願い申し上げたいというふうに思います。

時間のほうがもうなくなってまいりましたので、最後に1点、御礼を申し上げたいがございます。三重県土砂災害情報提供システムについてでありますけども、私が初めて議員を拝命させていただいて、質問をさせていただいたのが平成27年6月17日でございます。このときは総括質疑だったわけでございますけども、そのときに、このシステムの使い勝手の悪さを提案させていただきまして、現在はすばらしいシステムに直っております。県民の方々、またいろんな方々がこのシステムを御利用いただいているのではないかなというふうに思います。引き続き、県民の命を守るために減災、防災に御尽力をいただきますことをお願い申し上げまして、一般質問を終結させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○副議長（前野和美） 本日の質問に対し、関連質問の通告が3件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

---

午後3時20分開議

## 開 議

○議長（前田剛志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（前田剛志） 県政に対する質問を継続いたします。

最初に、中瀬古初美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。39番 中村進一議員。

[39番 中村進一議員登壇・拍手]

○39番（中村進一） 新政みえ、伊勢市選出の中村進一であります。中瀬古初美議員の質問の中で、北海道の名づけ親松浦武四郎の今後の活用に関連いたしまして質問させていただきます。

中瀬古議員の質問と、そして知事の答弁を聞かせていただきまして、松浦武四郎生誕200年のこの機会にもっともっと武四郎の功績を三重県民が学び、生かしていくべきではないかとの思いを強くしたところであります。

新政みえは、昨年7月に県外調査で北海道アイヌ協会を訪問させていただきました。そのとき、北海道アイヌ協会の加藤理事長からこんな言葉がありました。松浦武四郎さんには本当に感謝している。アイヌの人たちを守るために戦前の北海道旧土人保護法を廃止して、そしてアイヌ民族文化振興法が制定されたとき、松浦武四郎さんの残した文献、そして資料が大変役に立ったと。この法案ができたときの、法律ができたときの本当に大事な大事な恩になった方だと、そんなことをおっしゃってました。

今年も私、土別市の市立博物館で別件でお邪魔させてもらったんですが、地元の道議会議員に案内していただきました。そのときに、そこの学芸員の方から、いや、本当に武四郎さんというのは地域の、アイヌの人たちをすごく大事にしていたんだ、アイヌの人たちがいたからこそ、これだけの仕事ができたと、そのようなお話をかなり長い時間、そのことをおっしゃっておりました。

9月21日に、これは北方領土と松浦武四郎というテーマで、松浦武四郎の記念館の山本学芸員にお越しいただいて講演をしていただきました。そのときの話も松浦武四郎が北海道の本当に隅々まで探検し、今の北方領土、そしてまたカムチャッカ半島、ああいったところも詳しく調査をして、膨大な資料を残せたのは、やはりアイヌの人たちとの信頼関係があった、そのことを教えていただきました。

しかし、一方で当時、商人の人たちはアイヌの皆さんを使ってというか、アイヌの皆さんのとった食料、昆布とかサケとかそういったものをかなり商

売のために収奪をした、そしてまた、若い労働者を松前藩はこき使った、もう地域によっては若い人たちがいない集落もあったと。松浦武四郎さんは、そのことをつぶさに見て、こんなことではいかんやないかと、こう政府に持ちかけた、そんなお話から、私は今、大事な時代、この武四郎さんは違いを認める、まさに多文化共生、多様性を大事にする精神を、意識じゃなしに体で持っていたんじゃないかと、そのように思います。

一方で、昨日の新聞には性的障がい者でありますLGBTの人たちを、子どもをつくらない、つまり生産性がないとした現職の国会議員を擁護する月刊誌が休刊という記事が出ておりました。深刻な状況だというふうに思います。これが氷山の一角だとしたら大変な時代になっていくというふうに私は思っております。

こんな時代だからこそ、当時の松前藩に少数民族であるアイヌの人たちの待遇改善を求めた松浦武四郎の生きざまをもっと生かすべきではないか。多文化共生社会づくりにとって絶好のこの200年、生誕200年というのはテーマではないかというように感じております。人権が尊重される社会づくり、この政策を進めていくチャンスでもあろうかというふうに思います。

朝の知事と中瀬古議員の話の中で、知事の答弁の中で違いを大切にしているダイバーシティの考え方をたくさんの県民に、今このやっているMieMuに行っていて学んでほしいと、そんな答弁をいただきました。そういった中で、環境生活部長、このこういった流れの中で政策にどう生かしていくのか、考え方を聞かせていただきたいというふうに思いますし、こうした精神を三重県の子どもたちにも学んでもらいたい。松阪市は5年生から郷土の偉人を知るということで副読本をつくっていると聞いております。

しかし、そのことについて教育長はどう考えてみえるのか考え方を聞かせてください。

○環境生活部長（井戸畑真之） 松浦武四郎を人権が尊重される社会づくりに生かしてはどうかということでございます。

武四郎さんの活動の原動力は、先ほどお話にございましたとおり、アイヌ

の人々の生活に接していく中で、その生き方や文化に共感し、尊重していったことが挙げられると思いますし、それこそがまさに人権尊重の精神、言いかえればダイバーシティの考え方そのものだというふうに考えており、先取りしたのだと考えております。

このような武四郎さんの生き方に学ぶことは、人権啓発や教育においても有効であるというふうに考えております。

アイヌの人々の文化は同化政策により禁止され、否定、抑圧されてきた歴史がございます。この歴史性を正しく認識しないと偏見や差別を持つことになってしまい、異なる民族、文化などを抑圧、排除しようということにつながってしまいます。

県では、人権施策基本方針におきまして、様々な人権課題の一つにアイヌの人権を位置づけ、アイヌの人々への差別や偏見をなくし、民族としての誇りを尊重していくため、啓発や教育を推進していくこととしております。

知事も申し上げましたが、この企画展を見ていただくことが、またそういう人権意識の高揚につながるものと思っておりますので、この企画展にたくさんの方が来ていただくようにPRすることがまずでございますが、さらに今後は人権センターが総合博物館や、あるいは松浦武四郎記念館と連携いたしまして、啓発に取り組んでいくことを検討するなど、様々な偏見や差別意識が解消され、人権が尊重される社会づくりを進める上で、身近な題材として武四郎さんの生き方や、業績を生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（廣田恵子） 人権教育に生かすことについての御質問でございます。

県教育委員会では、三重県人権教育基本方針においてアイヌ民族の人権にかかわる問題を教育として積極的に解決していく課題として位置づけております。平成30年3月に策定した人権教育ガイドラインにおいても、学校で取り組む上での視点、具体的な内容等をお示ししております。松阪市の取組とかいうのもそういうことに基づいているということで、大変すばらしい取組だというふうに思っております。

学校では、県教育委員会発行の人権学習教材「わたしかがやく」に掲載している、アイヌの人々の暮らしに学ぶを活用して、松浦武四郎とアイヌの人々の交流やアイヌ民族の文化について理解を深める学習を進めております。

それから、北海道への修学旅行に向けてはアイヌ民族の歴史文化や、武四郎の生き方を学習している学校もあります。

現在のところ、県教育委員会のほうで中学生用の人権学習指導要領を作成しております。この中でもアイヌ民族の人権や松浦武四郎の生き方を学ぶワークシートを掲載して、平成31年3月に発行する予定でございます。

今後も各学校で取組が推進されるように、人権学習指導資料の活用等を進めてまいります。

〔39番 中村進一議員登壇〕

○39番（中村進一） ありがとうございます。このアイヌの人たちを守る松浦さんの意思が物すごくかたかったということとか、それから膨大な展示されている資料の背景に、やっぱり少数民族アイヌを逆に尊敬する、そんな思いからあれだけのものができたんだという、いわゆる表面的なあれじゃなしに、裏の違いを大切に、むしろ尊敬するような、そういう彼の生きざまというものを表に出した形での政策をしていただきますように、そのことをお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 次に、青木謙順議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。41番 中森博文議員。

〔41番 中森博文議員登壇・拍手〕

○41番（中森博文） 議長のお許しをいただきましたので、青木謙順議員の地域の「自然との共生」を守る、担い手となる農業経営体の確保・育成について関連質問させていただきたいと思っております。

今年もおいしい伊賀米コシヒカリができて、いっとき特Aが昨年できなかったという、中断して昨年、魚沼産コシヒカリに下りてもうて特Aに復帰したという、こういう地域の伊賀でございまして、非常に農業に関心のあ

る私が先日、農業経営者クラブの会員にならせていただいて、いろいろお話をさせていただく中で、本日の青木謙順議員の質問の中に多くその話題、課題があるということを感じましたので、本来でしたら前野副議長が質問せなあかんとお感じのところですが、私が質問させていただきたいと思います。

先ほどは、地域の話し合いを促しながら円滑な農地集積を図っていくという取組は大変評価させていただきたいと思います。

農地集積の取組を進めるためには、ソフトだけなしにハードの面も大きく影響しているというのが、その地域の声があるわけです。県では、農地集積を進めるため、高度な農業を実現するためにいろんな農業の生産性を高めて、圃場の大区画化であったり、農業用水のパイプライン化などの整備を進めていただいているところであります。

しかしながら、農地中間管理機構への土地所有者たちの土地の貸し付けが増加していくことが見込まれる中で、基盤整備が十分されていないことがあって、農地について担い手となる借り手というんですか、敬遠されるというケースが多々あるのではないかとというのが実情でございまして、またその一方、農地中間管理機構に農地を貸し付けた所有者はやれやれと思って、新たに基盤整備のための必要な経費を負担するのは、そんなの準備してませんよという実態があるわけでございます。結果として、これが基盤整備が進まないということが実態ではないかというのがお聞きする話でございます。

このため、国においては土地改良法を改正して、農地中間管理機構が借りている土地について、農業者からの申請によらず都道府県が農業者の費用負担やら同意を求めずに区画を拡大したり等の基盤整備が可能のように、農地中間管理機構関連農地整備事業というのを平成30年度から創設されたというふうにご覧になってございまして、本県においてもこの事業を有効に活用していただいて、基盤整備と農地集積をセットにした取組を推進していくことが重要だというふうにご覧になっているところございまして、県の御所見をお伺いしたいと思います。

○農林水産部長（岡村昌和） 先ほど御紹介ありました今年度新たに創設され

ました農地中間管理機構関連農地整備事業、こちらにつきましては収益性の向上が図られるということとともに、農家の費用負担がより軽減されまして、担い手へのさらなる農地集積を進めるために、非常に有効であると考えておりますので、県としても積極的に活用していきたいというふうに思っています。

このため、昨年度から準備ということで、関係者によります連絡会議を定期的で開催しておりまして、情報共有や課題の検討などを行っているというところでございます。

現在、平成31年度、来年度の事業採択に向けましてモデル地区を設定して、その地域で話し合いや実施計画の策定など、この活用に向けた具体的な取組を進めているというところでございます。今後は、このモデル地区の事例を参考にしながら県内において本事業の活用を進めまして、担い手への農地集積をさらに推進してまいりたいというふうに考えております。

〔42番 中森博文議員登壇〕

○42番（中森博文） ありがとうございます。そういう形で積極的な取組が必要ではないかなというふうに思います。

それで、ちょっとこれは質問にならないかもわかりませんが、その進め方、基本的な進め方につきましては農地を集積し、担い手に全てを委譲していくというのが理想形は理想形なんですけれども、農地を守るということからすれば、一つのそれは理想的な姿でありますけれども、農村という目で見ますと、農村には農村を守ることも必要でございまして、担い手というだけじゃなしに、担い手の中には昔で言う跡継ぎというんですか、そういう人も大事な農村を守るための重要な部分がございます。そうすることも、集積だけではなく、農村を守るためにはいろんな跡継ぎである若者たちに就労、農地についてもやっていただく。

農業経営者クラブの平均年齢が相当高くなってまして、ほとんど跡継ぎのばっかりなんです。詳しく話を聞きますと、さらにその次の世代ですね。3代にわたって物事というのは伝わらないと、なかなか農業というのは、例

えばおいしい米をつくるために、米のつくり方なり、土地の様子なり、肥料の配布の仕方、この方向、この場所はおいしい米がとれるという風向きとかそのことまで影響するということがありまして、昭和の戦前生まれの人たちが本当にその技術というのは非常にノウハウを持っておられまして、我々戦後の者は、そういうのを聞き置きしながらも、しかし機械化とかそういうような作業についてはトレーサビリティを大事にするということから、どこの肥料を、どういう成分で、どのような量をあれしたと、使ったということが例えば伊賀米コシヒカリの特Aの条件となって、データとして提出する必要があります。そのためには、戦前の方たちはそれはたしかに難しいですね。農薬の種類なんかをそのお店に任せてしまっているので、実際は難しいので、我々がそれをしっかりやらなくてはいけないということ、それから我々の次の世代には、さらにそのもっともっと状況が厳しくなっていくのではないかなと思います。それが3代にわたってつなげていくことが、我々の地域では伊賀米コシヒカ리를例にとりますと、そのような特Aが継承されていくということがあります。

こうやって今回のソフト面とハード面の両方をしっかりと相乗効果を狙いながら、農業の施策に反映にしていなければありがたいなと思います。

今年は特に大きな豪雨災害をはじめ自然災害をこうむりまして、自然の脅威と戦ったわけですが、この秋には自然の恵みを感じている秋でもあるわけでございまして、やはり自然との共生というのが、青木謙順の自然との共生を守るということになるのではないかなというふうに最後のまとめ、青木県議の代理として申し上げて終了いたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 次に、田中祐治議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。7番 稲森稔尚議員。

〔7番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○7番（稲森稔尚） お疲れさまです。あと10分間、よろしく願いいたします。

伊賀市選出、草の根運動いのが稲森稔尚です。今日は田中祐治議員の関連質問ということで、森林経営管理法の成立に当たっての附帯決議と自伐型林業への支援策についてということで10分間、質問をしたいと思います。

田中議員からの質問でもありましたように、これからの新たな森林経営の仕組みが変わっていくという中で、どのように今、距離が遠くなってしまった森林所有者や、あるいは地域と山との距離を近づけていって、そのことを中山間地域の再生につなげていくかということを少し議論させていただきたいというふうに思います。

今のその森林組合を中心にして大規模に競争力ある林業をやっているという、そういう大きな流れの中で自伐型林業という採算性を維持しつつ、環境保全を両立する持続的な森林経営というふうに言われております。その中で、特に移住者や若者が個人の山を借りて伐採や搬出を自ら行う自伐型林業が全国の中山間地域にじわりじわりと広がっていきまして、全国で推計で2000人の方が取り組まれているというふうに聞いています。

それから、一人当たり約30ヘクタールの森林があれば、採算ベースにも乗るというふうにも言われていきまして、この規模であれば小規模の機械であれば可能で、初期投資も少ないというふうにされています。特にこれからの森林組合を中心とした林業の流れというのは、山というものを50年という単位で見て、50年で皆伐をして木材を切り出してやっ払いということに対して、100年、200年というスパンで山を捉えて、特にA材と言われるような質の高い木材を刈り取って経営していくというような、そういうことなんですけれども、この森林経営管理法の成立に当たって衆議院のほうで次のような附帯決議がされています。

自伐林家や所有者から長期的に施業を任されている自伐型林家等は、地域林業の活性化や山村振興を図る上で極めて重要な主体の一つであることから、自伐林家等が実施する森林管理や森林資源の利用の取組等に対し、更なる支援を行うことというふうにされています。

そこで、三重県としてのこの自伐型林業の位置づけと、この附帯決議の背

景とか意義、そういうふうなことをどういうふうに県として受けとめているのか、お伺いしたいと思います。

○農林水産部長（岡村昌和） 県におきましても、自伐型林業は附帯決議にもありましたように、地域林業の活性化、あるいは山村振興を図る上で重要な主体の一つというふうに考えております。そういうことで森林の適正管理や森林資源を有効に活用する取組として重要であるというふうに考えております。

このため、現在、三重の森林づくり基本計画、これ、改定作業を今進めているところでございますけれども、この中でも地域を担う多様な人づくりの施策の一つということで位置づけることを検討しておりまして、この自伐型林業を活性化することで、自主的な森林整備や素材生産活動の促進につなげてまいりたいというふうに考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 新たな森林プランのこれからの中で位置づけていくということだったんですけども、これまでの林業とは違うポテンシャルとか志とか思いを持った皆さんなので、やっぱりごった煮にはなかなかできないのかな、特に自伐林家に特化をした人材育成とか支援策に力を入れていただきたいなというふうに、このことはお願いしておきたいと思います。平成28年や29年に比べて今年度は非常にそのための研修会をやるとか、チェーンソーを使った研修をやったり、講演会をやるというような取組が特に今年度は予算がほとんどないというふうにも聞いています。こういう附帯決議の背景とか趣旨とかもありますので、これから積極的な取組をお願いしたいなというふうに思います。

特にもう一つは、田舎暮らしを志向されている方ということともうまくマッチングできるのかなというふうに思いますので、それも自伐林家ということに、自伐型林業ということに特化をした移住の取組ということもぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、知事も自伐型林業について関心を持っていただい

ているかなというふうに思うんですけど、本当に山を持続可能に守りながら、そして地域にかかわってもらいながら、地域政策としても有機的に自伐型林業に携わってくるような方をどうやってこの三重県で育てていくのかという、知事の思いもお聞かせをいただきたいなというふうに思うんですけど。

○知事（鈴木英敬） 伊賀にもお邪魔というか、行かれた高知で実践されてる中島さんの話を私も以前お聞きして、大変共感をしているところであります。ですので、今まさに稲森議員も地域政策とおっしゃったように、まさにコミュニティで行っていく林業ということだと思いますので、非常に新しい形として、また持続可能な形として大変意義があるというふうに思っています。

ですので、今、岡村部長から答弁いたしましたように、計画の中でしっかり位置づけて、これから自伐型林業を三重県がしっかり研修会などでやっていくんだ、人材を育成していくんだ、技術支援していくんだというようなことをしっかりよりどころをつくって、これから進めていきたいと思えます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） まとまってるんで先ほど自伐型林業に取り組んでいる方は2000人というふうに言いましたけども、平成28年度、29年度もいろんな人材育成とかに取り組んでこられて、この県内では、その自伐型林業に携わっている方というのはどれぐらいいて、どういうふうにそういう人材育成が進んでいるのかということをもし把握されていたら、お答えいただきたいと思うんですけど。

○農林水産部長（岡村昌和） 済みません。県内での自伐型林業の人数等については今、手元に資料がございませんので、後ほど確認させていただきたいと思いますが、支援策としては特に集落林業、いわゆるコミュニティ林業という形で地域で取り組む林業というような形で、それにはいろんな、例えばまずは進め方に関する合意形成とか、あるいは技術的な支援、技術を身に付けるということが必要ですので、技術的な支援といったようなことを林業普及指導員が中心となって取り組んできておりまして、例えばこれまでに平成28年度では研修会を12回、29年度では4回というような形で、少し予算の関

係があつてそういうようによ変動があるんですけども、取り組んできております。

今後は、そういったコミュニティ林業もありますし、また自伐型林業に特化したような形での技術的な研修も含めて、さらに予算の確保にも取り組みながら進めていきたいと思っております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） これからの森林環境税ということもありますので、今年減った予算をしっかりと来年度回復していただいて、人材育成、そして自伐型林業が本当になりわいとして、この地域でそれぞれ根づいていくような取組を知事にもお願いしまして関連質問を終わりたいと思います。

今日は1日、皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございます。

（拍手）

○議長（前田剛志） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。  
これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（前田剛志） お諮りいたします。明28日から30日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、明28日から30日までは休会とすることに決定いたしました。

10月1日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時50分散会